

DISCLOSURE REPORT 2018

熊本県信用保証協会の現況



基本理念

わたし私たち熊本県信用保証協会は
公的機関として「信用保証」により
中小企業の活力ある明日をあした応援し
豊かな郷土の発展に貢献します

行動指針

公正な立場で、お客様の信頼に応えます
先見性と行動力で、明るい職場をつくります
心身ともに健康で、日々能力の向上に努めます

ごあいさつ



会 長
真 崎 伸 一

皆さまには平素より熊本県信用保証協会をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成29年度の県内の経済情勢は、熊本地震の影響により地域や業種によって厳しさを残しつつも、住宅再建やインフラ復旧、企業の設備投資等による力強い復興需要を背景に緩やかに回復しており、企業の倒産件数も、平成29年度は過去50年間で昨年に次ぎ2番目に少ない36件にとどまり、低水準を維持しました。先行きについても、熊本地震からの復旧・復興工事等が本格化するなかで、回復基調が続くと予想されます。

しかしながら、深刻な人手不足による人件費の高騰や外注費の増加で収益を圧迫している中小企業・小規模事業者も多く、好調を維持している企業との二極化が見受けられます。また、後継者難や経営者の高齢化等により、県内中小企業者の約3割が後継者不足と言われており、中小企業が持つ価値ある技術や育てた事業を将来に残すため、幅広い支援が求められています。

このような状況下、当協会では、平成30年4月施行の「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の趣旨に基づき、平成30年度からスタートする第5次中期事業計画において、「信用保証から総合支援機関への変革」を掲げました。信用保証によるこれまでの資金繰り支援に加え、保証、期中管理、回収の各部門が一貫して、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上につながる経営支援の取組みを徹底します。事業承継については専門部署を設置し、支援体制を整備するとともに、再生支援や生活再建支援の目線で再チャレンジを後押しするため、管理部を経営支援部に統合しました。

また、地方創生への貢献として各自治体と連携し、それぞれのニーズに応じた様々な中小企業支援策を展開するとともに、地元の学生向けに金融教育を実施し、潜在的な創業者の掘り起こしにも努めてまいります。

今後も、当協会としましては、中小企業・小規模事業者の活力ある明日を応援し、豊かな郷土の発展に貢献するという基本理念のもと、金融機関、関係機関との連携を図りながら中小企業支援策を積極的に推進していく所存でございますので、なお一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年8月

C O N T E N T S

| | |
|------------------------|----|
| ごあいさつ | 2 |
| プロフィール | 4 |
| 基本方針・業務運営方針(第5次中期事業計画) | 5 |
| 平成30年度経営計画 | 7 |
| 信用補完制度の見直しへの取組み | 10 |
| 平成29年度の取組みと評価 | 11 |
| 経営支援への取組み | 16 |
| 創業支援への取組み・再生支援への取組み | 17 |
| 創業支援・再生支援への取組み | 18 |
| 地方創生への取組み | 19 |
| コンプライアンス(法令等遵守)態勢 | 20 |
| 個人情報保護への取組み | 22 |
| 個人情報保護宣言 | 23 |
| 環境への取組み | 25 |
| 広報活動 | 27 |
| 信用補完制度のしくみ | 30 |
| 信用保証業務の流れ | 32 |
| 責任共有制度について | 33 |
| 信用保証のご利用にあたって | 34 |
| 信用保証料について | 36 |
| 保証制度一覧 | 42 |
| 統計資料 | 46 |
| 貸借対照表 | 51 |
| 収支計算書 | 53 |
| 熊本県信用保証協会の組織 | 55 |
| 熊本県信用保証協会のあゆみ | 57 |
| 担当区域と事務所所在地 | 59 |

●単位以下の数値は項目ごとに四捨五入しておりますので、各項目の合計値が合計欄の額に合致しない場合があります。

プロフィール



| | |
|-------------|--|
| 名 称 | 熊本県信用保証協会 |
| 本 所 所 在 地 | 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号 |
| 設 立 | 昭和24年3月31日(社団法人熊本県信用保証協会設立) 昭和25年3月30日(財団法人熊本県信用保証協会設立) 昭和29年7月20日(信用保証協会法による組織変更) |
| 根 拠 法 | 信用保証協会法(昭和28年法律第196号) |
| 基 本 財 産 | 233億32百万円(平成30年3月末現在) |
| 保証債務残高 | 2,593億22百万円(平成30年7月末現在) |
| 保証利用企業数 | 19,042企業(平成30年7月現在) ※保証利用率 36.2% |
| 常 勤 役 職 員 数 | 75名(平成30年7月現在) |
| 事 務 所 | 本 所 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号 八代支所 八代市若草町10番地6 天草支所 天草市今釜新町3561番地 |

※保証利用率:保証利用企業者数/県内中小企業者数(2018年版中小企業白書付属統計資料)

シンボルマーク



デザインコンセプト

大きな楕円は郷土くまもとの地域社会・地域経済を表現しています。中の3つの楕円は公的機関としての当協会と中小企業・金融機関が協力しあう姿を表わし、右上がりの楕円は明日に向かって努力する姿を象徴しています。全体としては信用保証(CREDIT GUARANTEE)のイニシャル“C”をデザインし、カラーは安らぎ・信頼の色であるグリーンを採用しました。

基本方針・業務運営方針

平成30年度～平成32年度中期事業計画

熊本県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業の皆さまの多様なニーズに的確に対応し地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から平成32年度までの3カ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組みます。

業務運営方針

1 経営支援の一層の取組み強化

中小企業の創業から始まり、成長発展や持続的発展、さらには業況悪化に伴う再生・廃業の局面に至るまで多様な資金需要にきめ細かく対応します。さらに、今まで取り組んできた創業や再生支援に加え、これまで以上に関係機関との連携を強化し、事業承継や廃業支援などについても積極的に取組んでいきます。

また、熊本地震で被災し再起を目指す中小企業を支援するためには、抜本再生を含む事業再生手法を積極的に活用し、円滑な事業再生に努めます。事業継続中の求償権先や弁済履行中の保証人に対しては、求償権消滅保証や一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用することで、再チャレンジに向けた取組みを強化します。

2 金融機関や関係機関と連携した支援体制の強化

金融機関との連携に関しては、事業性評価に基づく融資やその後の経営支援等について対話を重ねることで、中小企業の経営改善・生産性向上に向けた支援体制を構築します。さらに、その取組みを分析し、PDCAサイクルにより継続的に改善していきます。

具体的には、事業性評価を取り入れた保証制度を創設するほか、中小企業の実態に応じ保証付き融資とプロパー融資を適切に組み合わせることで十分な信用供与を後押しします。さらに、金融機関をはじめ関係機関との連絡体制の充実を図るとともに、資金調達に不安を抱える中小企業に対して、相談窓口を設置し金融機関を紹介する等の取組みを行います。

3 地方創生への貢献

地方創生に貢献するために、地域における実情を把握し、ニーズの発掘に努めることが必要です。各地方自治体や金融機関及び関係機関と連携し、保証制度の創設による資金供給や創業・事業承継支援等の経営支援を展開します。また、信用保証協会法の一部改正により、事業再生ファンドのみならず、創業ファンド等の地域ファンドへの出資が可能になったことに伴い、ファンドへの出資を検討し地方創生を後押しします。

また、学生に対する出張講義や起業予定者に対するセミナー等を実施することで金融教育や起業マインドの醸成を図るほか、当協会の役割についても広く情報発信します。

農業ビジネスへの支援については、国で新たな保証制度の創設が検討されており、その創設に備え支援の可能性を探っています。

4 人材育成の取組み強化

事業環境の変化に伴い、それぞれの業務において、多様かつ専門的な知識が必要となっています。中小企業の信頼に応えるためにも、各種業務に精通した人材を持続的に育成する仕組みを構築する必要があります。

特に、経営支援を効果的に実施するためには、専門的知識に加え適切かつ迅速な対応能力を有する人材を早急に育成する必要があります。外部機関との連携を図り、効果的な内外研修等を実施します。

5 内部統制とコンプライアンス態勢の強化

信用保証協会の業務に経営支援が加わり、求められる業務範囲が拡大されました。このような業務環境の変化に対し、適正かつ効率的な業務運営を実現するために、現行の規程・マニュアル等を整備するとともに、内部監査機能等の充実を図り内部統制を強化します。

また、公的機関として社会的な信頼に応えるために、役職員全員の倫理観を向上させ、コンプライアンスの徹底に努めていきます。

平成30年度経営計画

1. 業務環境

(1) 熊本県の景気動向

熊本県内の景気は、平成28年熊本地震の影響もあり、地域や業種によって厳しさを残しつつも、力強い復興需要を背景に、緩やかに拡大しています。

個人消費は生活再建需要が続くなか、雇用・所得環境の改善が見られるなど堅調に推移しています。観光はインフラ面の制約から、地域によっては厳しい状況が続いていますが、インバウンド需要をはじめ全体としては持ち直しています。公共投資は、人手不足が入札時の不調・不落をもたらし、工事進捗の制約要件となっているものの、災害復旧工事が本格化するなか、高水準の発注が続いています。設備投資については、被災した設備や建屋の復旧・復興工事が、解体の進捗や補助金交付の決定などにつれて、はっきりと増加しています。

生産面では、堅調な世界的需要や復興関連需要を背景に、「電気機械」や「はん用機械」などで高水準の生産が続いています。雇用・所得面では、求職者が減少基調にあるなか、復旧需要に直面する企業や高操業を続ける企業からの旺盛な求人を受けて、労働需給は引き続き逼迫しています。

そうしたもとで、地域や職種によるミスマッチは残りつつも、所得面では好影響が及んでおり、今後、熊本地震からの復旧・復興工事や再開発需要が本格化していくなかで、県内の景気は、緩やかな拡大が続くと予想されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

熊本地震における国や各自治体、金融機関における手厚い支援もあり、平成29年における負債総額1,000万円以上の倒産件数、負債総額はともに前年を下回りました。

しかしながら、熊本地震発生後は、人手不足が深刻化し、人件費の高騰や人材募集経費、外注費の増加が収益を圧迫している企業も多く、復興需要を背景に好調を維持している企業との二極化が見受けられます。

また、全国的に中小・零細企業を中心に後継者難や経営者の高齢化が深刻化しており、倒産に至らないまでも事業を断念し、「休廃業・解散」を選択する企業は、倒産の約3倍で推移しています。県内においても、中小企業の約3割が後継者不在といわれています。中小企業が持つ価値ある技術や育てた事業を将来に残し地域の活性化に貢献するため、事業承継をはじめ幅広い支援が求められています。

2. 業務運営方針

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立（平成30年4月施行）し、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連携を図るとともに、経営改善や生産性向上に係る助言やその他の支援を行うことが規定されました。

一方で、平成28年4月に起こった熊本地震から2年が経過し、県内景気は緩やかに回復していますが、地域や業種によっては格差が見られ、本格的な復興を支援するためにも、金融機関と連携し、事業性評価に基づく十分な信用供与を行いつつ、その後においても適切な経営支援を継続することが重要となってきています。

当協会は、こうした趣旨を踏まえ、平成30年度からスタートする第5次中期事業計画（平成30年度から平成32年度）において、「信用保証から総合支援機関への変革」を掲げました。信用保証によるこれまでの資金繰り支援に加え、保証、期中管理、回収の各部門が一貫して、中小企業の経営改善や生産性向上につながる経営支援の取組みを徹底します。特に、事業承継については、専門部署を設置し支援体制を整備するほか、管理部を経営支援部に統合し、再生支援や生活再建支援の目線で再チャレンジを後押しします。

また、地方創生への貢献として、各自治体と連携し、それぞれのニーズに応じた様々な中小企業支援策を展開するとともに、地元の学生向けに金融教育を実施、潜在的な創業者の掘り起こしにも注力します。

このような取組みを実現するためには、職員の専門的知識の習得や経営支援能力の向上が必要であり、人材育成のマネ

ジメントシステムを構築します。

さらに、規程等やその管理体制を整備し、適正かつ効率的な業務運営に努めるとともに、職員のコンプライアンス意識の向上を図り、公的機関として社会的な信頼に応えていきます。

| | |
|-------------------------|---|
| 保証部門 | <p>(1) 円滑な資金供給に向けた新たな取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none">① 金融機関と連携した事業性評価を取り入れた保証を推進します② 「経営者保証ガイドライン」の適切な運用と経営者保証に抛らない保証の普及に努めます <p>(2) 創業支援と事業承継支援の取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 関係機関と連携した潜在的創業者の発掘と創業前支援を実施します② 創業後フォローアップによる事業継続に向けた取組みを強化します③ 関係機関との連携による事業承継支援に向けた取組みを実施します <p>(3) 金融機関や関係機関との連携による支援協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">① 金融機関との継続的な対話による支援方針の共有と改善を図ります② 金融機関を紹介する取組みの円滑な運営と関係機関との連携を強化します <p>(4) 地方創生に向けた取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 自治体等との連携による地域のニーズに応じた振興事業を推進します② 大学や専修学校等への金融教育を通じた創業マインドの醸成に努めます |
| 経営支援 期中管理部門 | <p>(1) 持続的発展を促すための経営支援サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none">① 小規模事業者やプロパー融資のない中小企業への助言や診断を行います② 業績回復が遅れている被災企業へのフォローアップを実施します <p>(2) 再生期における中小企業の実情に応じた経営支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 個別支援会議等によるコンサルティング機能の発揮と経営改善支援を実施します② 事業再生ファンド等を活用した抜本的な事業再生支援の取組みを強化します |
| 回収部門 | <p>(1) 事業継続先に対する再チャレンジに向けた支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 専門家派遣および効果的なフォローアップを実施します② 事業再生、債務の正常化に向けた取組みを強化します <p>(2) 回収可能性の早期見極めと効率性を考慮した管理・回収の促進</p> <ul style="list-style-type: none">① 初動対応を徹底します② 事業再生や生活再建を考慮した求償権解決策を積極的に提案・実施します③ 回収見込みがない求償権の管理事務停止・求償権整理を促進します |
| その他間接部門 (総務関係) | <p>(1) 人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 職場の活性化や能力向上につながる人材育成マネジメントを再構築します② 専門的知識を習得するための効果的な研修を実施します <p>(2) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 規程等の整備と管理体制を確立します <p>(3) 熊本地震の総括と有事に備えた体制強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 被災体験の情報発信と事業継続計画(BCP)の見直しによる体制を強化します |
| その他間接部門 (コンプライアンス関係) | <p>(1) 職員のコンプライアンス意識の向上と態勢整備</p> <ul style="list-style-type: none">① 効果的なコンプライアンス研修を実施します② 改正個人情報保護規程の職員への周知と適正な運用を行います |

3.保証承諾等の見通し

平成30年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

| 項 目 | 金 額 | 前年度計画比 |
|-------------|---------|--------|
| 保 証 承 諾 | 850億円 | 77.3% |
| 保 証 債 務 残 高 | 2,576億円 | 87.1% |
| 代 位 弁 済 | 25億円 | 86.8% |
| 回 収 | 11億円 | 99.9% |

信用補完制度の見直しへの取り組み

信用補完制度は、これまで半世紀にわたり、中小企業金融の円滑化のため重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の、中小企業金融を取り巻く環境が大きく変化してきた中で、利用者、関係機関の方々からの改善要望などを受け、国は平成16年12月に中小企業政策審議会基本政策部に「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会」を設置し、信用補完制度の見直しが検討されました。

そして、平成17年6月に「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」が、平成28年12月には「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」が公表され、平成29年6月に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。これらを受けて、全国信用保証協会連合会を中心とした体制の下、提言に対する各課題の解決に取り組み、対応策を検討・実施しています。

主な信用補完制度の見直しの課題と対応策

| | |
|----------------------|--|
| 経営支援の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営支援室を設置し、中小企業診断士の資格を持つ相談員を窓口配置(平成18年4月) ● 最新の金融工学を用いた中小企業診断システム(MSS)を活用し、情報提供サービスを開始(平成18年11月) ● 「経営サポート制度」の創設(平成19年8月) ● 専門家による個別相談会の開催 ● ワンストップ・サービス・デイの開催(平成21年12月、平成22年2月・3月・10月・11月) ● 中小企業金融合同相談会の開催(平成22年3月) ● 経営支援室を課に格上げし、人員を増強(平成23年4月) ● 保証部経営支援課と管理部再生支援課を統合し、経営支援部を設置(平成24年4月) ● 熊本県中小企業再生支援連携会議の運営内容に創業支援を加え、名称を「熊本県中小企業経営支援連携会議」に変更(平成25年12月) ● 「くまもとシーズクラブ」の発足(平成28年11月) ● 熊本県中小企業経営支援連携会議と「事業承継ネットワーク」との連携開始(平成29年7月) ● 創業支援、事業承継支援に特化した創業支援課を保証部内に設置(平成30年4月) ● 中小企業経営診断システム(McSS)を活用した情報提供サービスを開始(平成30年4月) |
| 再生支援の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業再生支援室を設置し、中小企業診断士の有資格者を相談窓口配置(平成18年4月) ● 外部委員による再生審査会を設置、求償権消滅保証の取扱開始(平成18年4月) ● 再挑戦支援保証、事業再生円滑化関連保証、事業再生保証の取扱開始(平成19年8月) ● 管理第2課と事業再生支援室を統合し、事業再生業務に特化した再生支援課を設置(平成20年4月) ● 熊本県中小企業再生支援連携会議 通称「がんばろう!くまもと再生支援ネットワーク」を発足(平成22年6月) ● 保証部経営支援課と管理部再生支援課を統合し、経営支援部を設置(平成24年4月) ● 事業再生計画実施関連保証の取扱開始(平成26年2月) ● 経営支援部経営支援第2課内に、事業再生推進室を設置(平成28年4月) ● 管理部を経営支援部に統合し、経営支援事務課、経営支援課、再生支援課を設置(平成30年4月) |
| 不動産担保や保証人に過度に依存しない保証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業特定社債保証の適債基準を拡充した改正(平成18年1月) ● 連帯保証人要件の緩和(平成18年4月) ● 無担保による当座貸越根保証・事業者カードローンの改正(平成18年4月) ● 流動資産担保融資保証の導入(平成19年8月) ● 中小企業特定社債保証の適債基準を拡充した改正(平成21年5月) ● 経営者保証に関するガイドラインの適用開始(平成26年2月) ● 経営者保証を不要とする取扱いの拡充(平成30年4月) |
| 料率の弾力化 | <ul style="list-style-type: none"> ● リスク考慮型料率体系(9区分)の導入(平成18年4月) |
| 様式・事務手続き等の統一化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査基準の統一化(平成18年4月) ● 信用保証委託申請書・契約書等書式の全国統一化(平成19年4月) ● 保証条件変更申込書・変更届等書式の全国統一化(平成21年4月) ● 信用保証委託申込書、申込人(企業)概要の電子入力化(平成30年4月) |
| 金融機関との適切な責任共有 | <ul style="list-style-type: none"> ● 責任共有制度の導入(平成19年10月) |
| 運営規律の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第1次中期事業計画・平成18年度経営計画の公表(平成18年4月) ● 外部評価委員会の設置(平成18年6月) ● 保証利用の中小企業者へのアンケート調査を実施(平成18年8月) ● 平成19年度経営計画の公表(平成19年5月) ● 平成18年度経営計画の評価を公表(平成19年8月) ● 保証利用の中小企業者へのアンケート調査を実施(平成20年1月～2月) ● 平成20年度経営計画の公表(平成20年5月) ● 平成19年度経営計画の評価を公表(平成20年8月) ● 第2次中期事業計画・平成21年度経営計画の公表(平成21年5月) ● 平成20年度経営計画の評価を公表(平成21年7月) ● 平成22年度経営計画の公表(平成22年5月) ● 平成21年度経営計画の評価を公表(平成22年7月) ● 平成23年度経営計画の公表(平成23年5月) ● 平成22年度経営計画の評価を公表(平成23年7月) ● 第3次中期事業計画・平成24年度経営計画の公表(平成24年5月) ● 平成23年度経営計画の評価を公表(平成24年7月) ● 第2次中期事業計画の評価を公表(平成24年7月) ● 平成25年度経営計画の公表(平成25年5月) ● 平成24年度経営計画の評価を公表(平成25年7月) ● 平成26年度経営計画の公表(平成26年5月) ● 平成25年度経営計画の評価を公表(平成26年7月) ● 第4次中期事業計画・平成27年度経営計画の公表(平成27年5月) ● 第3次中期事業計画・平成26年度経営計画の評価を公表(平成27年7月) ● 平成28年度経営計画の公表(平成28年5月) ● 平成27年度経営計画の評価を公表(平成28年7月) ● 平成29年度経営計画の公表(平成29年5月) ● 平成28年度経営計画の評価を公表(平成29年7月) ● 第5次中期事業計画・平成30年度経営計画の公表(平成30年5月) ● 平成29年度経営計画の評価を公表(平成30年7月) |

平成29年度の取組みと評価

平成29年度経営計画につきまして自己評価を行い、中宮光隆 熊本県立大学名誉教授、立石和裕 公認会計士、古田哲朗 弁護士から構成される外部評価委員会における評価が終了しましたので公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

熊本県内の景気は、熊本地震の影響もあり地域や業種によって厳しさを残しつつも、力強い復興需要を背景に緩やかに回復していました。生産面では、主力産業である「電気機械」や「はん用機械」等が、堅調な世界的需要や復興関連需要に支えられ好調を維持していました。また、個人消費も生活再建需要が続くなか、堅調に推移していました。所得面では好影響が及んだものの、雇用面では旺盛な求人を受けて労働需給は逼迫した状況が続きました。

そうしたもとで、地域や職種によるミスマッチは残りつつも、熊本地震からの復旧・復興工事や再開発需要が本格化するなかで、県内の景気は緩やかに拡大しました。

(2) 中小企業向けの融資及び保証の動向

日本銀行熊本支店の調査によると、平成30年3月末の県内における金融機関の貸出金残高は、個人向け住宅ローンや、法人向け設備資金が牽引し前年比103.5%となりました。なお、当協会の保証承諾額においては、熊本地震の影響で資金需要が急増した前年度の反動により723億87百万円（前年比41.2%）と大幅に減少し、保証債務残高も2,715億18百万円と前年を下回る結果となりました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

民間信用調査機関の調査によると、平成29年度の熊本県内の企業倒産（負債総額10百万円以上）は36件、負債総額48億46百万円と、件数では過去50年間で昨年に次ぐ2番目、負債総額は平成以降で最も少ない金額となりました。なお、地震関連の倒産は12件、14億46百万円であり、復興需要や国、自治体及び金融機関の手厚い金融支援により低水準で推移しました。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

九州財務局の熊本県内経済情勢報告によると、平成29年度の設備投資額は製造業を主体に積極的に行われ、全体で前年比167.9%となりました。規模別で見ると、大企業は前年比199.7%と大幅に増加しましたが、中小企業は前年比114.7%にとどまっており、大企業程の設備投資ができていない状況にあります。

(5) 県内の雇用情勢

求職者が減少基調にあるなか、復興需要に直面する企業や高操業を続ける企業からの旺盛な求人を受けて、県内の有効求人倍率は1.64倍（前年度1.54倍）と全国平均の1.59倍、九州・沖縄ブロック平均の1.42倍を上回り、労働需給は逼迫した状態が続きました。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

①熊本地震からの創造的復興に向けた取り組み

熊本地震からの創造的復興に貢献するため、震災関連保証承諾50,000百万円を目標に金融機関をはじめ関係機関に向けた説明会を精力的に開催しました。しかしながら、熊本地震の影響で資金需要が急増した前年度の反動および金融機関間の金利競争によるプロパー融資へのシフト等の影響を受け、7,984百万円（計画比16.0%）と目標を大幅に下回りました。

また経営支援が手薄になりがちなプロパー融資がない小規模事業者（平成28年度震災関連保証承諾先）に対しては、500企業訪問の目標を掲げ649企業（計画比129.2%）を訪問し、訪問時に把握した課題については、保証対応を中心に解決まで継続的なフォローアップを行い、きめ細やかな対応に努めました。

②事業性評価に基づく企業の成長を支援する取り組み

四半期に一度、業種別優良企業訪問および事例報告会（延べ14事例）を実施し、事業性評価に関する意見交換を行うことで、職員の審査能力および目利き力向上につなげる取り組みを実施しました。

また、県内各金融機関における事業性評価の取り組みを確認し、その取り組みを活かす保証制度を検討し、平成30年度の新たな制度創設に向けた準備を行いました。

③地域ニーズに応えた地方創生への取り組み

地方創生に貢献するため、協会との連携を希望する県内25市町村に訪問し意見交換を行い、3市町村と創業支援や事業承継に関する協定を締結することができました。

また、農業分野における取り組みについては、6次化に係る保証承諾は1件に留まったものの、既存兼業者の商工業に係る保証承諾は、金融機関との連携により目標である20件を上回る40件となりました。

④創業準備期から継続した創業支援

創業支援ネットワークを活用し、創業前を含む89企業に対して個別支援会議を開催し、事業計画の策定支援等を行いました。また、創業保証は日本政策金融公庫との協調融資「創業ブースターK」等を活用し、熊本県・熊本市の創業融資保証制度を主体に年間目標250企業を上回る267企業に対応しました。

創業者に対しては、「くまもとシーズクラブ」への積極的な入会案内を実施し、年間目標新規入会者数100企業を上回る185企業が入会され、3月末の会員数は332企業となりました。同会員向けには、先輩経営者の講演会や申告勉強会並びに交流会等を開催し、知識の習得と人脈形成の場を提供することができました。

さらに、女性創業予定者に対しては、女性士業専門家や中小企業基盤整備機構と連携し、先輩創業者との意見交換会を年間4回開催し、創業準備段階からの支援を行いました。

(2) 期中管理部門

①経営改善・事業再生に向けた取り組み

延滞先のうち新規延滞先またはプロパー融資のない小規模事業者および震災の影響を受け返済緩和に陥った企業を重点的に訪問し、295企業に対し経営支援メニューを提案しました。そのうち、23企業より専門家派遣の要請を受け、派遣を実施し経営改善に向けた支援に努めました。

また、返済緩和先に対しては、中小企業者をはじめ関係機関が一堂に会する個別支援会議を開催しました。なお、過年度より経営支援を継続していたことで、経営改善が進み十分なキャッシュフローを確保できた企業に対しては、同会議の開催が要件となっている経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）や他制度による借換えを推進し、150企業の債務の正常化を図ることができました。

加えて、地域経済活性化支援機構や金融機関と連携し、熊本地震事業再生ファンド等を活用した抜本的再生に取り組む、7企業の事業再生が実現しました。

②経営支援体制の充実にに向けた取り組み

創業者から求償権先まであらゆるライフステージの中小企業者に対して、専門家派遣を提案し、目標の150企業を上回る177企業に対して、専門家派遣を実施し経営課題解決に努めました。

また、ローカルベンチマーク（コモン版McSS）を活用し、中小企業者を含め金融機関や関係機関と経営課題に対する共通認識を深める取り組みを行いました。

(3) 管理回収部門

①熊本地震からの復興に取り組む顧客に寄り添う対応

震災の影響を受け弁済猶予の申出があった先を中心に188企業を訪問し、被災状況および現況の確認を行いました。その結果を踏まえ、弁済が困難な状況にある顧客に対しては、弁済猶予や解体時における被災物件の担保抹消等に柔軟に応じるとともに、生活再建の目途がついた顧客に対しては、求償権解決に向け弁済再開や担保処分交渉等、顧客の実情に応じた対応を行いました。



②不動産担保の管理強化および再生支援による回収の促進

顧客の弁済状況や求償権残高に応じて担保の処分方針を見直すとともに、「担保管理表」を整備し進捗管理の徹底を図りました。その結果、54件の不動産担保処分を実施しました。

また、事業継続中で再建意欲がある顧客に対しては、経営支援メニューの提案を行い、7企業に対し専門家派遣を実施しました。なお、過年度に専門家派遣を実施した14企業については、決算書の受け入れと面談によるモニタリングを実施し現況把握を行いました。その結果、経営が改善した顧客に対しては、弁済額の増額や求償権完済に至ったケースもあり、企業再生および回収促進に寄与することができました。

③回収可能性の見極めによる管理の効率化

定期弁済を継続しているものの完済には長期化が見込まれる保証人に対し、一部弁済による連帯保証債務免除を積極的に提案し、目標を上回る13件の連帯保証債務免除を行いました。

また、求償権管理の効率化を図るため、回収が見込めない求償権について管理事務停止および求償権整理を促進しました。そのなかで、地公体との損失補償契約により求償権整理が実施できない求償権については、損失補償契約の変更に向け、対象の20市町に対し説明会を開催し変更契約締結に向けた交渉を行いました。その結果、18市町について対応に前向きな回答を得ることができ、うち1市とは変更契約の締結に至りました。

(4) その他間接部門(総務関係)

①ガバナンス体制の維持・強化

「熊本県信用保証協会マネジメントシステム規程」に基づく年間スケジュールを確実に実施できました。加えて、経営会議の着実な開催によりガバナンス体制の維持・強化を図ることができました。

また、熊本地震の被災経験を活かし、職員の安否を確認するシステム送信テストや本所が被災した場合に八代支所をシステムの拠点とする代理代表拠点切替訓練等を行うとともに、平成29年4月に見直した初動体制等に基づき、事業継続計画(BCP)机上訓練を実施しました。さらに同訓練により抽出した課題や改善事項を踏まえ事業継続計画に関する規程等を見直し、改善につなげたことで機能的な危機管理体制を再構築することができました。

②「つながる」ことができる人材の育成強化

外部講師を招いての交渉力向上等の課題別研修を実施するとともに、受講者が講師となり協会内の全体研修でフィードバックを行うことで研修効果を高め、中小企業者等との意思疎通に必要な職員のコミュニケーション能力の向上を図ることができました。また、研修計画に基づく内外研修への派遣のほか、新たな協会の業務として追加される「経営支援」に対応した研修を取り入れ、実践的な人材育成に努めました。

③「つながる」機会の拡大と効果的な広報の実施

マスメディアやFacebookを活用し中小企業支援に係る取り組みを積極的に発信することで、中小企業者と「つながる」機会の拡大に努めました。また、中小企業者にとって有益となる優良事例や成功事例を集め、協会内へ情報発信しノウハウを共有する仕組みを構築することができました。

さらに、中小企業者への情報発信強化や利便性向上を目指し、ホームページのリニューアルを行いました。これまで掲載内容の更新はすべて外部へ依頼していましたが、協会内で更新ができるようになり、中小企業者に対するタイムリーな情報提供が可能となりました。

(5) その他間接部門(コンプライアンス関係)

①コンプライアンス意識の向上

平成29年度は、四半期に1回実施している各部署のコンプライアンス研修に、経営監査室の職員が延べ9回参加し、アドバイス等を行うことで、職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。また、コンプライアンス・プログラムに基づく階層別研修等、年間21回実施し延べ212名が参加しました。

なお、内部監査については、全部署の定例監査を実施し、軽微な指摘事項はあったものの、重大な事案はないことを確認しました。

②社会変化に伴う関係法令の改正への対応

平成29年5月の個人情報保護法の施行およびプライバシーマーク基準JISQ15001の改正を受けて、平成30年3月に個人情報保護規程等を改正し、個人情報保護を遵守する態勢を整備しました。

また、信用保証協会法や信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正に伴い、内部監査規程等を改正しました。

(6) 事業実績

平成29年度計画に対する実績は、次のとおりとなりました。

(単位：百万円、%)

| 年度 項目 | 29年度計画 | | 29年度実績 | | 30年度計画 | | |
|----------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 金額 | 金額 | 対計画比 | 対前年度実績比 | 金額 | 対前年度計画比 | 対前年度実績比 |
| 保証承諾 | 110,000 | 72,387 | 65.8 | 41.2 | 85,000 | 77.3 | 117.4 |
| 保証債務残高 | 295,648 | 271,518 | 91.8 | 90.0 | 257,624 | 87.1 | 94.9 |
| 保証債務平均残高 | 293,936 | 285,265 | 97.0 | 100.2 | 262,790 | 89.4 | 92.1 |
| 代位弁済 | 2,909 | 1,970 | 67.7 | 125.1 | 2,525 | 86.8 | 128.2 |
| 実際回収 | 1,076 | 1,087 | 101.0 | 89.1 | 1,075 | 99.9 | 98.9 |
| 求償権残高 | 680 | 540 | 79.5 | 187.3 | 618 | 90.9 | 114.3 |

(注) 1. 代位弁済は元金および利息の合計

3. 事業計画について

保証部門は、前年度の反動により、保証承諾額は723億87百万円（計画比65.8%）となり、保証債務残高も2,715億18百万円（計画比91.8%）となりました。

しかしながら、金融機関をはじめ関係機関との連携により被災企業を訪問し、被災企業が抱える課題解決に向けたきめ細やかな対応に努めました。また、くまもとシーズクラブ会員向けのセミナーや勉強会の開催、女性創業予定者向けの交流会等を通じて、創業準備段階から安定期に向けた創業支援を実施することができました。

期中管理部門は、個別支援会議の開催や専門家派遣の実施等により、経営改善が必要となる初期症状段階からの早期支援着手に取り組んだことから、代位弁済額は、19億70百万円（計画比67.7%）と、過去20年間では前年度に次ぐ2番目に低い金額となりました。

管理回収部門については、不動産担保からの回収が前年度の約4割に落ち込んだものの、不動産担保以外からの回収が前年度を上回り、計画比101.0%となる10億87百万円の回収をあげることができました。

4. 収支計画について

収支差額は、8億74百万円（計画比266.8%）となりました。主な要因として、保証債務残高の減少による責任準備金繰入の減少や業務費の削減および代位弁済が2年連続低水準で推移したことによる求償権償却が減少したこと等が挙げられます。

5. 財務計画について

収支差額8億74百万円のうち4億36百万円を経営安定のための積み立てとなる収支差額変動準備金に繰入れ、残額の4億38百万円を基本財産の基金準備金に繰入れました。

この結果、期末の基金準備金残高は155億14百万円、基本財産は233億33百万円となりました。

6. 外部評価委員会の意見等

(1) 年度経営計画に係る業務実績について

①熊本地震からの創造的復興に向けた取り組みについて

震災関連の保証承諾額は、熊本地震発生により資金需要が急増した平成28年度の反動等の影響で計画を下回った。

しかしながら、金融機関の支援が行届き難い小規模事業者を中心に訪問し、課題把握に努められたことは評価できる。

なお、県内の小規模事業者においては、復旧・復興需要が継続しているとはいえ、依然厳しい事業環境にあり、引き続き訪問等によるきめ細かな支援を継続していただきたい。

②創業準備期から継続した創業支援の取り組みについて

創業準備段階の創業予定者に対しては、専門家や先輩創業者との意見交換会を開催するなど、創業に向けた意識の醸成に努められている。また、創業資金申込者に対しては、個別支援会議を開催するとともに、ニーズに応じて専門家派遣制度を活用し事業計画の策定支援等を実施されている。創業保証対応後は「くまもとシーズクラブ」の会員向けに、講演会や交流会等を開催し、知識の習得と人脈形成の場を提供するなど、フォローアップ体制が強化されている。同クラブは、経営者同士が横のつながりを持つきっかけになっており、課題解決の糸口となることも期待されるため、今後も積極的に活用し、創業支援のより一層の充実を図っていただきたい。

創業支援は、雇用創出・維持の観点からも地方創生に必要な取り組みである。協会が、自治体を訪問しニーズの把握に努め、交渉を重ねた結果、3つの自治体と創業支援や事業承継に関する協定書を締結できたことは評価できる。自治体と連携し、地方創生を目指す取り組みは重要であり、さらなる強化を図っていただきたい。

③経営支援体制の充実に向けた取り組み強化について

創業予定者から求償権先まで、あらゆるライフステージの中小企業者のニーズに応じて専門家派遣を実施し、中小企業者の経営改善・発達に向けた経営支援に取り組まれている。また、派遣した中小企業者からの派遣内容に対する意見や要望等を各士業団体にフィードバックし、改善に努めていることは効果的な取り組みであり、顧客満足向上に向けて継続していただきたい。

経済産業省が公表するローカルベンチマークを中小企業者や関係機関と対話するためのツールとして活用されていることは有効な取り組みである。今後も、公的機関である協会がエンジン役となって同ベンチマークを活用し、経営支援に取り組んでもらいたい。

④ガバナンスの維持・強化について

事業継続計画（BCP）を策定するだけでなく、実際に机上訓練を実施し有事に備えることは非常に有効な取り組みである。ルールを改正した場合に、実際に全員に浸透させることは非常に難しいことであり、今後も定期的に訓練を実施し万全な対策を講じるとともに、被災協会として外部への情報発信をお願いしたい。

⑤「つながる」ことができる人材の育成強化への取り組みについて

中小企業の経営者年齢は高齢化の一途を辿っており、雇用、技術などの貴重な経営資源を次世代に円滑に承継させていく、いわゆる事業承継は喫緊の課題となっている。そのようななか、事業承継に係る資格取得を推進していることは、先を見据えた取り組みであり評価できる。協会の職員が専門的知識を養うことで、これまで以上に中小企業者の力強い味方となってもらいたい。

(2) コンプライアンスの取り組みについて

コンプライアンス・プログラムの確実な実行に加え、平成29年5月に施行された個人情報保護法に基づき規程等を改正し、個人情報保護を遵守する態勢を整備するなど、職員のコンプライアンス意識の向上につなげている。しかしながら、発生した軽微な問題が将来大きな問題になりうるため、軽微な問題においても原因を把握し再発防止に努めてもらいたい。

また、コンプライアンスにおいては、社会変化に対応し、職員の意識を向上することが重要である。コンプライアンスを意識し日々業務に取り組んでいただきたい。

(3) 総括

熊本地震の影響で資金需要が急増した前年度の反動により、保証承諾は計画未達となったが、被災企業への訪問によるフォローアップや「くまもとシーズクラブ」の活用等、中小企業支援に向けた努力が十分に窺える。

また、平成30年4月の信用保証協会法の改正に伴い「経営支援」が協会の業務として明記された。貴協会では「経営支援」に向けた取り組みを既の実施されているが、今まで以上に中小企業者に対する経営支援の取り組みの強化に期待したい。

経営支援への取り組み

創業・開業サポート

これから独立開業を考えている方や開業資金の調達をご検討の方に、創業手続きの進め方や創業者向けの融資制度の概要など、創業に役立つ情報を提供しています。

財務診断・アドバイス

中小企業の皆様の財務状況の特徴(強み・弱み)の把握、経営改善にお役立ていただくことを目的に、金融工学に基づいた診断ツールとして「中小企業経営診断システム(McSS)」を活用して財務診断・アドバイスを行っています。

財務診断では、お客さまからご提供いただいた財務データを基に、全国または地域の同業種内での順位や財務バランスなどを表示した診断書を発行しており、平成29年度は3,525企業に送付しました。

経営支援メニュー

平成24年度から経営支援メニューを以下のとおり策定し、取り組んでいます。

(1) 個別経営相談

中小企業の皆さまの日常的な経営・金融相談を、協会職員が個別にお受けしています。



(2) 専門家派遣(通称：専門家派遣サービス・ファイブ)

経営課題、経営状況に応じて、中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士などの専門家を派遣し、皆さまの経営改善・発達へ向けた支援を行っています。

(3) 情報提供

当協会の最新情報だけでなく、金融機関、経営支援機関が行うイベントや各種公的補助金に関する情報などをホームページやFacebook等により提供しています。

(4) 経営セミナー

くまもとシーズクラブ会員向けのセミナーおよび個別相談会を4回(本所で2回、八代・天草支所で1回ずつ)開催し、計38名の方にご参加いただきました。

士業団体との連携

経営支援体制の強化を図るため、熊本県中小企業診断士協会、熊本県弁護士会、南九州税理士会、熊本県社会保険労務士会、熊本県司法書士会の5団体と覚書を締結しており、士業団体との連携による専門家派遣事業を行いました。

平成29年度は177企業にご利用いただきました。

商談会

平成29年11月8日、9日にグランメッセ熊本において「第6回九州食の展示商談会 in くまもと」を熊本市、熊本県他支援機関等と共催し、出展企業228社(うち協会利用企業31社)、バイヤー53社が参加しました。



特別相談窓口の設置

当協会では、信用保証に関する相談だけでなく、金融や経営全般に関する相談をお受けするため、本所・支所に相談窓口を設置しています。

また、大型倒産や金融機関の破綻、自然災害など、多くの中小企業者が影響を受けると思われる事態が発生した場合、「特別相談窓口」を開設し、経営環境の悪化により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆さまのご相談をお受けしています。

平成30年7月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

■特別相談窓口

- ・皮革等相談窓口
- ・東日本大震災に関する特別相談窓口
- ・県民百貨店の閉店等に伴う臨時相談窓口
- ・平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関する特別相談窓口
- ・英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- ・賃金水準上昇対策特別相談窓口
- ・株式会社タカタ相談窓口

創業支援への取組み

くまもとシーズクラブ

当協会では、創業保証をご利用いただいたお客様の会「くまもとシーズクラブ」を平成28年11月に設立しております。同クラブは、情報収集や知識の習得などの経営支援と、人脈形成やビジネスマッチングなどの交流の場を提供し、創業者の経営の安定と発展につなげることを目的としており、平成30年7月末現在での会員数は385企業となっています。

これまで、申告勉強会やクラウドファンディング活用セミナー等を開催したほか、平成30年度定期総会では、バンブーマテリアル株式会社の代表取締役 山田浩之氏をお招きし、「竹の付加価値化と総合利活用」と題して講演いただきました。



平成30年度定期総会

再生支援への取組み

条件変更の取組み

当協会では、経営改善のため再建計画を考えている中小企業の資金繰りの改善を図るため、お客様の経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に対応しています。また、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法は平成25年3月に終了しましたが、継続して、金融機関等との連携を強化し、中小企業の皆さまの資金繰りの安定化に向けた支援に積極的に取り組んでいます。

■保証条件変更(返済緩和)への取組み状況

(単位：百万円、%)

| 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 前年比 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 2,583 | 38,629 | 2,151 | 31,225 | 3,809 | 44,952 | 2,183 | 33,603 | 57.3 | 74.8 |

創業支援・再生支援への取り組み

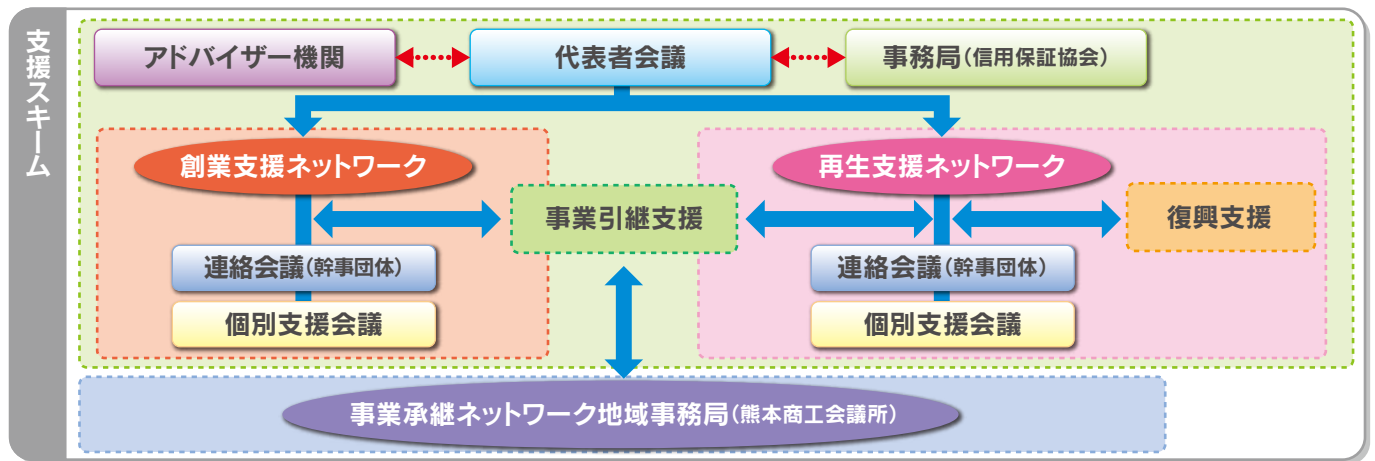
関係機関との連携

熊本県中小企業経営支援連携会議

熊本県信用保証協会が事務局となり、熊本県下の金融機関や熊本県中小企業再生支援協議会、税理士等の士業団体、商工団体が連携し、創業支援（創業支援ネットワーク）と再生支援（再生支援ネットワーク）を行う会議です。

当初、平成22年6月に地場企業の再生支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的として「熊本県中小企業再生支援連携会議」を設立し、平成25年12月に運営内容に創業支援を加え、名称を「熊本県中小企業経営支援連携会議」に変更しました。関係機関との連携を強化し、迅速な対応に取り組んでいます。

平成29年7月からは、積極的に県内企業の事業承継を支援するため、中小企業庁が同年度から公募し、6月に設置された「事業承継ネットワーク（地域事務局：熊本商工会議所）」と連携することが決定しました。この連携は全国初の取組みとなります。



■創業支援ネットワーク個別支援会議

「創業を予定しているが計画が思うようにできない」「創業を予定しているが取引金融機関が定まらない」などのご要望をお持ちの創業者のご相談により、商工団体、金融機関の皆様が一堂に会する会議です。平成29年度は89企業にご参加いただきました。

■再生支援ネットワーク個別支援会議

「返済方法の変更など再生に向けた支援を必要としているが、窓口金融機関が複数あり、思う様に相談できない」「事業計画書を策定し、窓口金融機関に対し、今後の計画を説明したい」などのご要望をお持ちのおお客様のご相談により、窓口金融機関および関係機関の皆様が一堂に会する会議です。平成29年度は332企業にご参加いただきました。

■熊本県中小企業経営支援連携会議会員（平成30年7月現在）

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・幹事団体 肥後銀行 熊本銀行 熊本第一信用金庫 熊本信用金庫 熊本中央信用金庫 天草信用金庫 熊本県信用組合 熊本県中小企業再生支援協議会 熊本県信用保証協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員 県内に本支店のある金融機関（幹事団体含む） 地域経済活性化支援機構 南九州税理士会熊本県連合会 熊本県中小企業診断士協会 熊本県弁護士会 日本公認会計士協会南九州会熊本県部会 熊本県中小企業団体中央会 熊本県商工会議所連合会 熊本県商工会連合会 熊本県起業化支援センター くまもと産業支援財団 中小企業復興支援センター熊本 熊本県事業引継ぎ支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー 九州財務局 九州経済産業局 熊本県 熊本市 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務提携先 ルネッサンスシックス株式会社 |
|---|---|---|--|



がんばろう！くまもと
経営支援ネットワーク代表者会議

地方創生への取組み

地方自治体との連携

当協会では、熊本地震後の復旧・復興を後押しするとともに、県内の中小企業の皆さまや地域経済の発展のために、自治体と連携した取組みに力を入れています。

この取組みは、平成28年熊本地震で被災された中小企業の皆さまへの訪問を通じて、各自治体のニーズに応じた支援の必要性を痛感したことをきっかけに開始しました。

これまでに、3市町村と創業支援や事業承継支援に関する連携協定を締結しており、平成30年4月には新たな創業保証制度も創設しました。

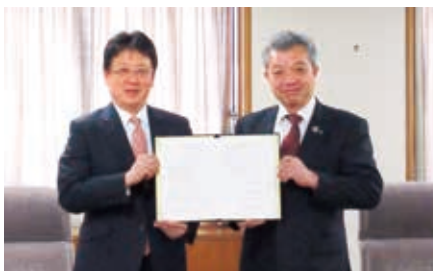
協定を締結した自治体との連携を強化するとともに、他の自治体に対しても、振興事業の推進に向けた連携支援策を提案し、熊本地震からの復興や地方創生への貢献を目指します。

■これまでの実績

| 連携協定を締結した市町村 | 連携協定の内容 |
|--------------|---|
| 南阿蘇村 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県創業者支援資金（専門家派遣制度活用）における信用保証料の補給 ・創業前から創業後における経営支援に関すること ・中小企業者を対象としたセミナー、講演会等の開催 ・その他、中小企業の支援、育成に関すること等 |
| 熊本市 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市（ビジネス支援センター）と保証協会が保有する事業譲渡希望者と承継希望者の情報を共有しマッチング支援 ・創業支援及び事業承継支援に関すること等 |
| 菊池市 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率を抑えた菊池市創業融資保証制度の新設 ・菊池市は独自に、2つの補助金で創業者の事業継続を後押しすること等 |



【南阿蘇村】左：真崎伸一 保証協会長、中央：吉良清一 南阿蘇村村長、右：島田万里 信用組合理事長



【熊本市】右：真崎伸一 保証協会長、左：大西一史 熊本市長



【菊池市】左：真崎伸一 保証協会長、中央：江頭実 菊池市長、右：笠愛一郎 菊池市商工会頭

県内の大学等への出張講義

当協会では、熊本県経済の将来を担う学生に対し、創業マインドを醸成することや信用保証協会の役割を広く情報発信することを目的として、平成28年度より大学や専門学校への出張講義を行っています。

平成29年度は、5大学で計6回の出張講義をさせていただき、延べ500名の学生にご参加いただきました。



出張講義の様子

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当協会は、コンプライアンスを最重要課題と認識しており、コンプライアンスの基本方針、実施計画（コンプライアンス・プログラム）等を策定しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等の遵守態勢と実施状況の把握などを行うとともに、法令等の遵守にかかわる諸問題を協議しています。

コンプライアンスに関する事項については、経営監査室が統括部署となり、随時関係規程等の見直し、関連事項発生時の対応、モニタリングの実施等を行っています。

さらに、各部・室・支所にコンプライアンス担当者を配置し、法令等の違反防止についてチェックしており、また関連事項についての周知徹底、啓蒙活動に努めています。また、何らかの理由により上司やコンプライアンス担当者へ相談や報告ができない場合を考慮して、第三者機関の外部相談窓口（顧問弁護士）を設置するなど、職員から直接連絡がとれる実践的な体制を整えています。

役職員の研修等については、役員、コンプライアンス担当者、新入職員、部門別研修等を行い、コンプライアンスの意識向上、知識習得等を図っています。

基本方針

基本理念

私たち熊本県信用保証協会は公的機関として「信用保証」により中小企業の活力ある明日を応援し豊かな郷土の発展に貢献します

「信用保証」業務を通じて中小企業経営の安定・強化に寄与するとともに、未来に向けての発展・飛躍をサポートし、もって地元地域社会の発展のために貢献するという決意を表しています。

行動指針

公正な立場で、お客様の信頼に応えます
先見性と行動力で、明るい職場をつくります
心身ともに健康で、日々能力の向上に努めます

行動指針は、基本理念の実現のために、役職員の行動の指針となるべきスローガンで、それぞれ協会の外部・内部および自分自身への決意が込められています。



※当協会は、各部室支所の執務室内に基本理念と行動指針を掲げて、周知徹底に努めています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

具体的行動規範

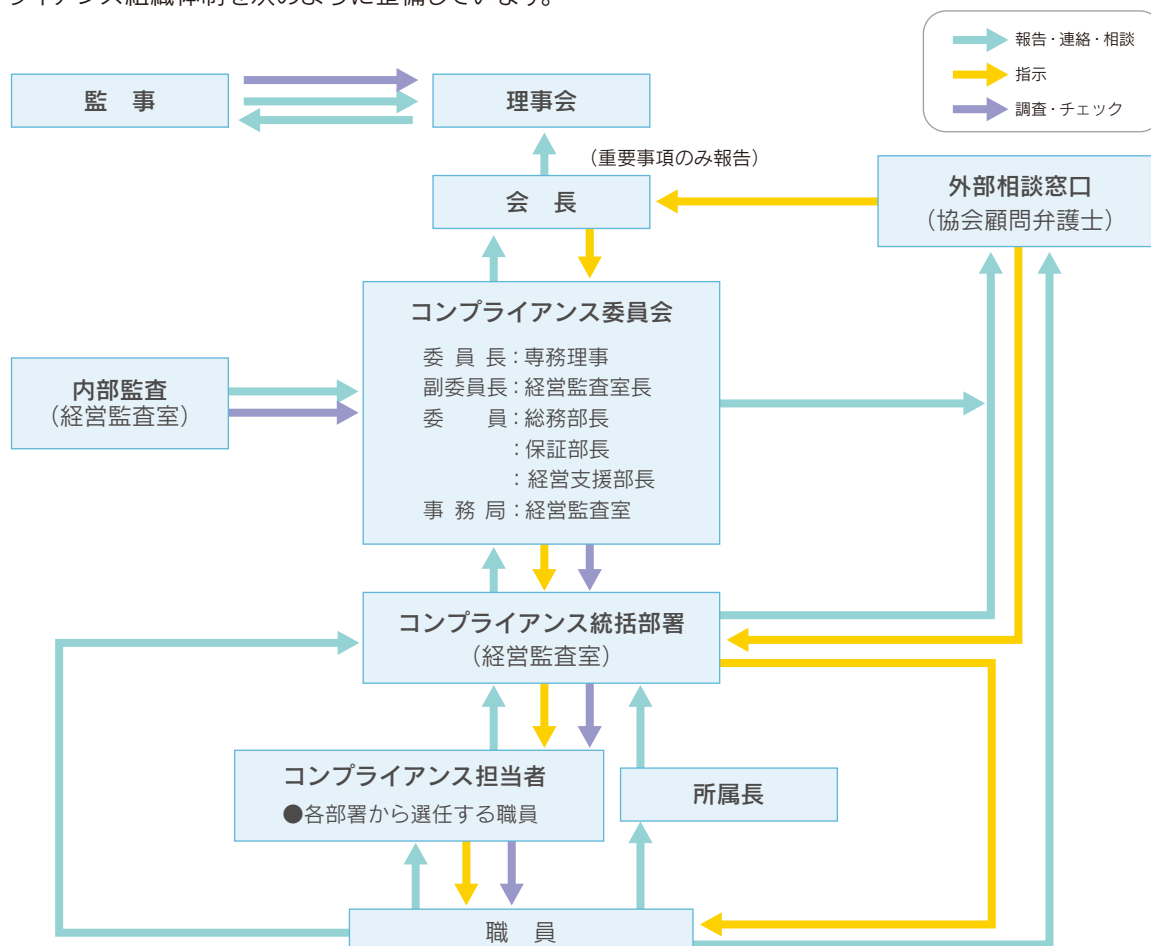
当協会では、公的機関として社会から揺るぎない信頼を得ることは欠かすことのできないことであり、定められた諸規程を始めとして各種法令等を遵守して、信頼の確立のために具体的行動規範を制定して実践しています。

〈具体的行動規範の内容〉

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 法令等・社会的規範の遵守 | 6 反社会的勢力等(介入・不当要求行為)との対決 |
| 2 誠実な職務の遂行 | 7 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| 3 守秘義務の履行 | 8 職場秩序の維持 |
| 4 職務上の地位と関係者との付き合い | 9 違反行為の報告 |
| 5 コンプライアンス関連事項への対応 | 10 懲戒 |

コンプライアンス組織体制図

コンプライアンス組織体制を次のように整備しています。



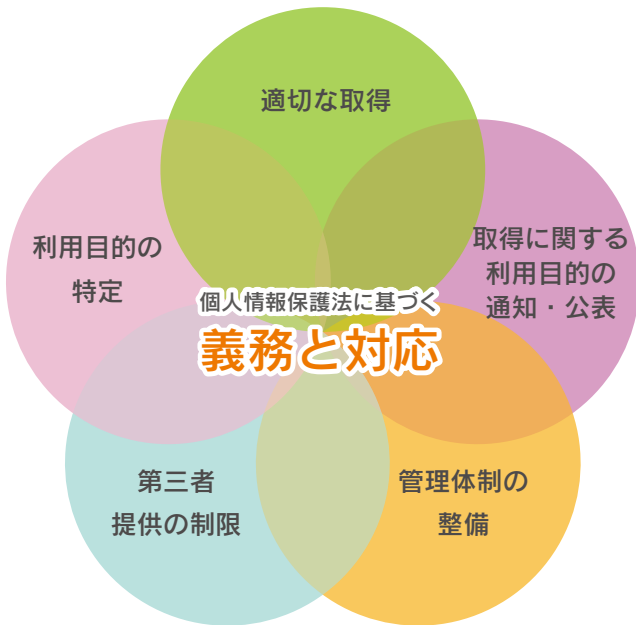
個人情報保護への取り組み

個人情報保護への取り組み

当協会では、保有するお客様情報を適切に保護することは業務運営上の重要課題であるとして、情報セキュリティの管理体制の強化に取り組んでいます。

個人情報保護への取り組みを充実させ、継続的な維持・改善を図っていくため、個人情報保護に関する認証「プライバシーマーク」※1を平成22年12月に全国51協会ですべて取得いたしました。

※1 プライバシーマークとは、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が運営する制度で、事業者が日本工業規格「JISQ15001：2006（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」に基づき個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として「プライバシーマーク」を付与するもので、その水準は個人情報保護法よりも高い保護レベルとなっています。



個人情報の適正な取扱い

情報管理

漏えい事故の防止

などに努めます。

情報セキュリティを強化した設備

平成22年5月に新築移転した本所事務所は、個人情報保護のため、遮音力を高めた相談室や入退室管理システム等を導入し、情報セキュリティの強化を図っています。



独立した相談室（全14室）



入退室管理システム

個人情報保護宣言

熊本県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受ける場合に、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とし、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

この目的のために、当協会は業務上、お客様および職員の個人情報を取扱うこととなりますが、お客様等の個人情報の取扱いについては、以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法律等の遵守

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。)などの法令、国が定める指針その他の規範を遵守して、お客様および職員(以下「お客様等」といいます。)の個人情報(特定個人情報を含みます。)を取扱います。

※特定個人情報とは、番号利用法の規定による個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 信用保証業務の適切な運営の遂行のため、お客様等の個人情報を適正に取得し利用いたします。
- お客様等の特定個人情報は、番号利用法に規定する税および社会保障以外の目的での取得および利用はいたしません。
- 利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページまたは当協会営業窓口にて備え付けのパンフレット「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に記載しています。
- お客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、当協会ホームページまたは上記パンフレットに記載している利用目的以外には使用いたしません。
- お客様等の特定個人情報を除く個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様等の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。また、特定個人情報は、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、第三者には提供いたしません。
- 業務上知り得たもので、お客様等の公表されていない情報については、適切な業務の運営の確保およびその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。また、目的外利用を行わないために適切な管理措置を講じます。

3 個人情報の適正管理

お客様等の個人情報について、漏えい・滅失・き損の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的・人的・物理的・技術的の安全管理措置を行うとともに、個人情報の取扱状況を定期的に点検および監査を実施し、必要に応じて個人情報の保護に関する取組方法を見直します。

4 個人情報の外部委託

個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号または番号利用法第9条第3項の規定に基づき、個人情報に関する取扱いを外部に委託する場合があります。

この場合には、当協会と委託先との間で適正な取扱いを確保するための契約を締結し、さらに個人情報の安全管理措置について、実施状況の点検などを行います。

5 個人情報の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様等は、当協会が保有するお客様等ご自身の個人情報の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

6 個人情報の訂正・削除、利用停止、第三者への提供の停止

当協会が保有するお客様等の個人情報に誤りがある場合、またはお客様等の個人情報について不適切な取得や目的外の利用等をしている場合には、法令等に定める一定の場合を除き、訂正、削除または第三者への提供を停止いたします。

7 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

お客様等の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、改善を行います。

8 上記(5)および(6)の具体的な手続き

【請求方法】

当協会営業窓口にて備え付けの「個人情報」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会営業窓口にご持参(または郵送)ください。

【協会からの回答方法】

代理人による請求の場合を含め、お客様ご本人に対して原則として書面により回答いたします。

手数料は不要です。ただし、郵送による回答をご希望の場合は、郵送料(簡易書留郵便料金+基本郵便料金)をご負担いただきます。

※詳細は、当協会ホームページまたは当協会営業窓口にて備え付けのパンフレット「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」をご覧ください。

9 個人情報の取扱いに関するご質問・苦情等について

お客様等からの個人情報に関するご質問・苦情等については、適切かつ迅速に取組みます。

当協会営業窓口または次のお問い合わせ窓口にお申出ください。

平成17年4月1日制定
平成30年6月5日改訂

 熊本県信用保証協会
会長 真崎 伸一

お問い合わせ
窓口

熊本県信用保証協会 経営監査室

〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

TEL096-375-2000



当協会ホームページ



個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内パンフレット

環境への取組み

当協会では、地球環境保全のため環境に配慮した取組みを推進しています。
また、平成23年2月には「くまもとグリーン保証制度」を創設するなど信用保証業務を通じた環境対策にも取り組んでいます。

環境方針

1 基本理念

熊本県信用保証協会は、公的機関として自然豊かなふるさと熊本を将来の子供たちへ引き継ぐため、役職員がそれぞれの役割を自覚し、環境への負荷を低減するとともに、その行動を地域へ広める取組みを行います。

2 基本方針

- ①すべての役職員が、電気、用紙、およびガソリンの使用量の削減に努め省資源、省エネルギーを推進します。
- ②信用保証を通じ、中小企業の皆さまの環境問題への取組みのサポートを行います。
- ③協会の環境への取組みを積極的に公開し、環境活動の輪を広めます。
- ④環境方針の達成のために具体的な目標を設定し、活動を行い、評価することにより、継続的な改善を行います。
- ⑤環境関連法令および協会が同意するその他の要求事項を遵守します。

平成29年3月29日

熊本県信用保証協会
会長 真崎 伸一

環境・省エネルギーに配慮した建物

平成22年5月に新築移転した本所事務所は、LED照明を積極的に採用し、空調についても効率的な空調・加除湿機能を備えた床吹出し空調とするなど省エネルギー型の設備を導入しています。また、屋上には屋上緑化および太陽光発電システムを設置し、環境・省エネルギーに配慮した建物になっています。



太陽光発電システム



屋上緑化



信用保証業務を通じた環境対策

中小企業の環境問題への取組みをサポートするため、平成23年2月に「くまもとグリーン保証制度」を創設した他、平成25年5月には水俣市と「環境と経済が一体となった持続可能な発展の実現」に関する協定書を締結し、信用保証業務を通じた環境対策にも取り組んでいます。

■くまもとグリーン保証制度の概要

| | |
|---------|---|
| 対 象 | 地球環境保全の推進を行うための事業資金を必要とする中小企業者の方 |
| 資 金 使 途 | 次のいずれかに該当する事業資金 ①低排出ガス社用車(ハイブリッド・クリーンディーゼル・電気等)購入資金 ②新エネルギー(太陽・風力・地熱等)設備の導入資金 ③事務所・店舗・工場等における省エネ・温暖化ガス削減のための設備資金 ④水質・大気・土壌の汚染防止のための設備資金 ⑤リサイクルに関する設備の導入資金 ⑥環境に関する公的制度資金および補助金等のつなぎ資金 ⑦ISO14001認証取得に関する設備の導入資金 ⑧地球環境保全に資すると認められる設備の導入資金 ⑨「電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度の対象となる新エネルギー(太陽・風力・地熱等)設備の導入資金 |
| 保証限度額 | ①～⑧企業 8,000万円 ⑨エネルギー対策保険に係る保証利用の場合、別枠で2億円 |
| 保証期間 | ①～⑩10年以内(据置期間1年以内) ⑨20年以内(据置期間1年以内) |
| 保証料率 | ①～⑧年0.25%～1.70% ※割引有り ⑨年0.98% ※割引有り |
| 貸付利率 | ①～⑧固定金利 年1.90%以内 ⑨年1.90% 10年超の場合は、当該期間のみ金融機関所定利率 |
| 担 保 | 必要に応じて徴求 |
| 保 証 人 | 原則として、法人代表者以外不要 |

環境活動

当協会では、ペーパーレス会議システムを導入し、各会議において紙使用量の削減に取り組んでいます。また、町内活動の一環として毎朝の事務所周辺の清掃のほか、月一回行われる校区の町内一斉清掃活動にも参加しています。



ペーパーレス会議システムを利用した会議の様子



町内一斉清掃活動の様子

広報活動

当協会では、皆様により一層のご理解をいただき、ご利用していただくため、広報活動の充実に努めています。

ホームページによる情報発信

ホームページでは、当協会に関する最新情報だけでなく、関係機関の開催するセミナー案内や公的補助金情報を掲載し、中小企業の皆さまに有益な情報を提供できるよう心がけております。

ホームページアドレス

<https://www.kumamoto-cgc.or.jp>



保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、県・市町村、商工会議所および商工会等に配布しています。



季刊誌の発行

中小企業・小規模事業者への情報発信ツールとして四半期毎に季刊誌「WITH-ゆう」を発行し、配布しています。



パンフレットやリーフレットの作成

金融機関担当者や中小企業の皆さま向けに、各種パンフレットやリーフレットを作成し、信用保証協会の概要、保証制度および経営支援などをわかりやすくご案内しています。



Facebookでの情報発信

当協会では、平成28年10月からFacebookを活用した情報発信を行っております。これまで熊本地震に対応した保証制度の案内や経営支援に関する情報のほか、公的な補助金情報や各支援機関の情報なども発信しています。



マスメディアへの情報発信

当協会の活動を広く情報発信するため、新聞等のマスメディアに対して積極的に情報提供を行っています。



平成30年3月1日(木)【くまもと経済3月号】 290頁



平成30年4月27日(金)【くまもと経済5月号】 158頁

その他の広報

各種関係団体機関誌等での広告掲載や県内の大学に対して出張講義を実施し、当協会の情報を発信しています。

信用補完制度のしくみ

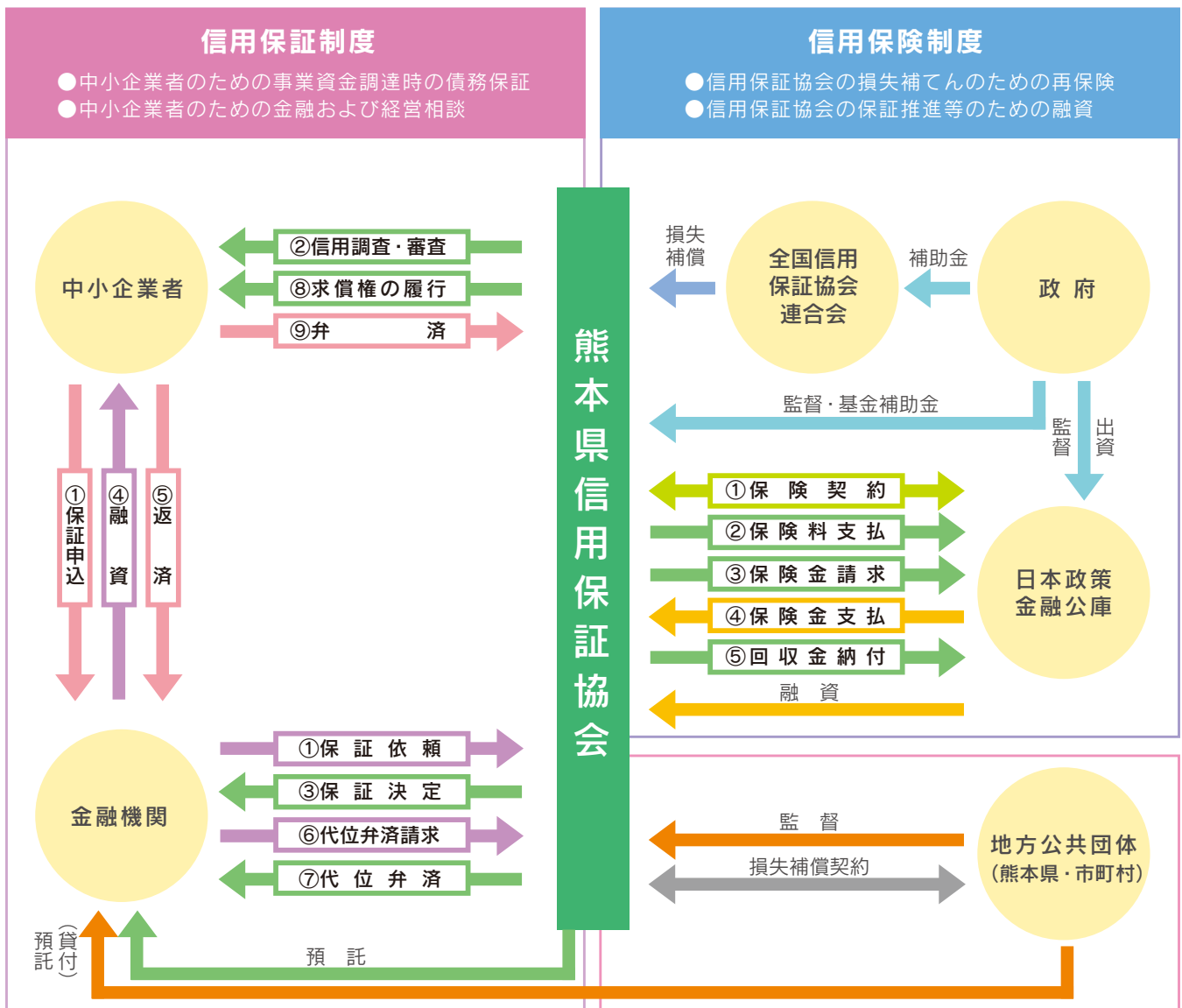
中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

また、この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。この信用保険制度は、政府出資の日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険が掛けられる制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

信用補完制度 関係図

信用補完制度（信用保証制度と信用保険制度の総称）



信用保証制度(中小企業者と金融機関と当協会の関係)

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ① 中小企業者は、当協会に保証申込をします。この場合、金融機関を経由して申し込む方法と保証協会に直接または市町村を経由して申し込む方法があります。
- ② 当協会は、申し込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 当協会は、保証を適当と認めるときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。この際、中小企業者には金融機関を通じて当協会へ所定の信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 金融機関は、中小企業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったときは、当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済を行います。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者に対して求償権(債権)を取得します。
- ⑨ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して求償権(債権)の回収をはかります。

信用保険制度(日本政策金融公庫と当協会の関係)

- ① 日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)と当協会は信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 当協会は、保証を行う際、日本公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 当協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は、信用保険の種類に応じて代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として当協会に支払います。
- ⑤ 当協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を受領保険金の割合に応じて保険納付金として日本公庫に納めます。

熊本県と当協会の関係

熊本県は県下中小企業金融の円滑化と商工業振興等特定施策の遂行を図るため、当協会または金融機関と協調して制度融資を実施しています。熊本県は、資金を金融機関に預託し融資原資の一部とすることで、中小企業者が有利な貸付条件で融資を受けることができるようにしたり、当協会に対して保証料補助(一部の制度を除く。)を行い、中小企業者の負担を軽減させた制度融資に取り組んでいます。

また、熊本県は、県の制度融資(一部の制度を除く。)で当協会が代位弁済したものについて損失補償契約に基づき、日本公庫の保険でカバーされない部分について、その一部を損失補償金として当協会に支払います。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて熊本県に納付(返還)します。

市町村と当協会の関係

一部の市町村では、当該地域の中小企業金融の円滑化を図るため、当協会または金融機関と協調して制度融資を実施しています。

市町村の資金を金融機関に預託し、また当協会に対して保証料補助を行い、中小企業者の負担を軽減させた制度融資を実施しています。

また、一部の市町村は、制度融資(一部の制度を除く。)で当協会が代位弁済したものについて損失補償契約に基づき、日本公庫の保険でカバーされない部分について、その一部を損失補償金として当協会に支払います。

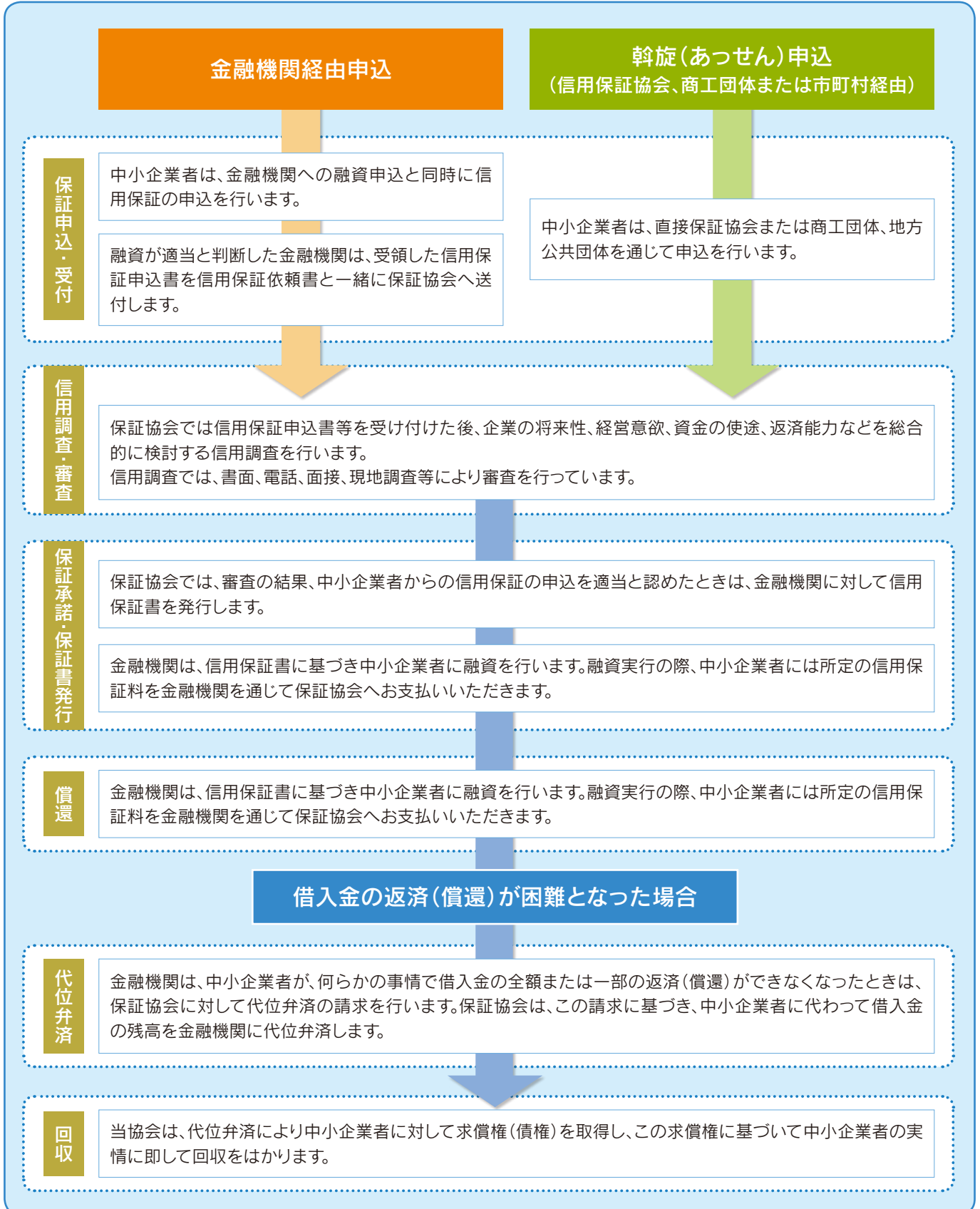
当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて市町村に納付(返還)します。

預託

当協会では、金融機関が中小企業者への融資を積極的に進めやすくするため、融資原資の一部として預託を行っています。預託の原資は、市町村から拠出していただいている出捐金で、保証付き融資の実績に応じて金融機関に配分しています。平成29年度は、市町村出捐金分として10億34百万円の預託のほか、自己資金にて21億円の預託を行いました。

信用保証業務の流れ

信用保証のお申込みには、金融機関経由申込と、当協会、商工団体または市町村を経由して申込み斡旋(あっせん)申込の2つの方法があります。



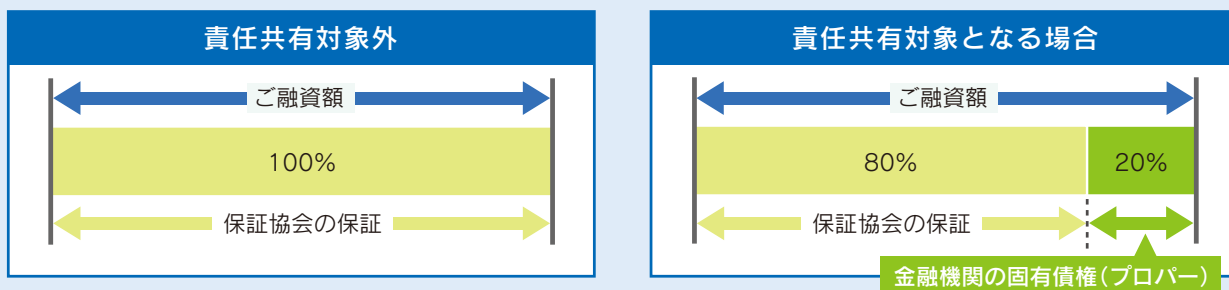


責任共有制度について

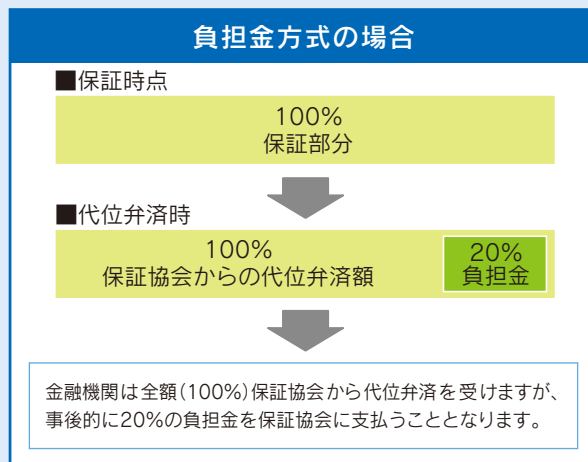
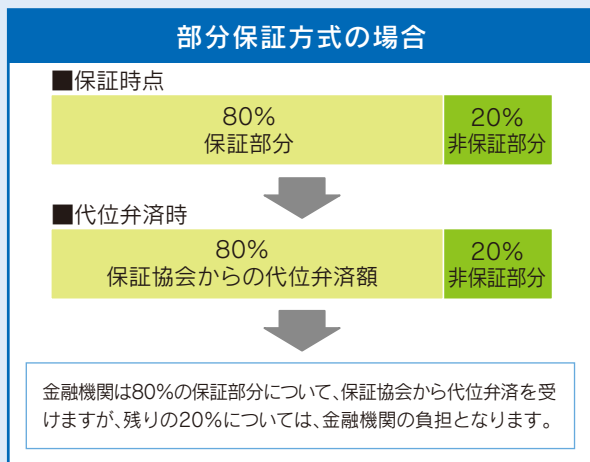
中小企業の皆さまの融資に対して金融機関と保証協会とが責任を共有する「責任共有制度」が平成19年10月に導入されました。

これは、金融機関と保証協会とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまを支援することを目的とした制度です。一部の保証制度を除き、お客様の融資額に対する保証協会の保証割合は、80%保証となっており、残りの20%を金融機関が負担します。責任共有制度の対象となる場合、保証協会の保証割合が責任共有対象外(100%保証)と比べ減少するため、原則として保証料率が低減します。

制度概要



金融機関は、保証協会との間で**部分保証方式**または**負担金方式**のいずれかの方式を選択し、お客様の融資に対して責任を共有します。いずれの方式も金融機関の負担割合は20%となります。



責任共有制度の対象範囲

平成19年10月1日以降に保証協会が保証申込受付をし、保証承諾したものが対象となり、同日に既にご利用中の保証付きの借入金は対象外となります。なお、次に掲げる保証制度につきましては、責任共有制度の対象外になります。

責任共有制度対象外の主な保証制度

- 小口零細企業保証制度
(熊本県小規模事業者おうえん資金融資保証
(熊本市中小企業経営向上小口資金融資保証)を含む)
- 熊本県創業者支援資金融資保証制度
- 熊本市中小企業創業サポート資金融資保証制度
(創業要件のみ)
- 菊池市創業融資保証制度
- 経営安定関連保証・熊本県金融円滑化特別資金融資保証
(1号～4号、6号認定分)
- 経営力強化保証制度、熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金、事業再生計画実施関連保証制度
※責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借換する場合に限りです。
- 災害保証制度・熊本県金融円滑化特別資金融資保証(災害)
- 危機関連保証制度

信用保証のご利用にあたって

保証をご利用いただける方

次の所在地、企業規模、業種等の一定の要件を満たした中小企業者の方を対象としています。

[1]所在地

次の(1)または(2)に該当する中小企業の方(NPO法人含む)を対象とします。

(1)個人の場合：住居または事業所のいずれかが熊本県内にある方。

(2)法人の場合：熊本県内に本店または事業所を有する方。

(注)熊本県外に本店を置く会社の取扱いについては、県内の事業所が必要とする資金に限り保証の対象となります。なお、この場合、支配人登記がなされている場合は支店名・支配人名で、支配人登記がなされていない場合は、本店名・代表者名で取り扱います。

[2]業歴

制度保証の要件以外に特に業歴の制度はありません。ただし、次の取扱いに注意してください。

| 取扱項目 | 留意点 |
|-------|---|
| 法人 | 法人は、原則として設立登記日を業歴の起算日とします。 |
| 法人成り | 個人から法人化した場合、個人経営時の経営者または3親等以内の親族が法人の代表者となった場合は、業歴を通算して取り扱います。 |
| 許認可事業 | 許認可を要する事業は原則として許認可の取得日を業歴の起算日とします。 |

[3]業種等

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農林漁業、金融保険業、風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体、反社会的勢力その他保証対象として支援するには相応しくない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする業種を営まれている場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

[4]企業規模

法人は、次の資本金(出資の総額)または常時使用する従業員数のいずれかに該当していることが必要です。個人は、次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

| 業種 | 資本金(出資の総額) | 常時使用する従業員数 |
|----------------------|------------|------------|
| 製造業等 (運送業、建設業を含む) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業(飲食業を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等 | - | 300人以下 |

| 政令特例業種 | 資本金(出資の総額) | 常時使用する従業員数 |
|--|------------|------------|
| ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。



保証の内容

[1] 保証限度額

◎中小企業者に対する保証金額の最高限度額

2億8,000万円

◎組合の場合は

4億8,000万円



普通保険にかかる保証………2億円(組合4億円)

無担保保険にかかる保証………8,000万円

このほか国の施策により、一定の要件を備えている方は別枠となる保証制度もあります。

また、県、市町村の制度融資の保証については、それぞれの保証制度要綱に定められた限度額が適用されます。

[2] 保証期間

| 保証の形態 | 期間 |
|------------|---|
| 個別保証 | 原則として、運転資金10年以内、設備資金20年以内です。ただし、建物の新築・購入資金(借換え資金を含む)の場合は、法人税法に定めるその法定耐用年数以内。 関係機関が同意した事業再生計画に基づく資金の場合は、その期間での取扱です。 |
| 根(極度)保証 | 1年または2年以内 |
| 当座貸越根保証 | 1年または2年 |
| 特定社債保証 | 2年以上7年以内(年単位) |
| 流動資産担保融資保証 | 根保証の場合 1年 |
| | 個別保証の場合 1年以内 |

[3] 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

(生活資金、住宅資金など事業に直接関係のない資金、協会が認めていない既存の借入金返済資金は対象となりません。)

[4] 連帯保証人

次の基準によって、連帯保証人をお願いすることになります。

一般事業者(法人、個人)における基準

法人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

個人 原則として、連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、営業許可名義人の方は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

組合における基準

原則として、代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

※以下のいずれかに該当する場合は、経営者保証を不要とする取扱いが可能です

| | |
|---------|--|
| 金融機関連携型 | ①金融機関プロパー融資において経営者保証を不要とし、かつ保全を有していない場合 ②直近2期の決算期において、減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でない、かつ直近決算期において債務超過でない場合 |
| 財務要件型 | 「財務要件型無保証人保証制度要綱」に該当し、利用する場合 |
| 担保充足型 | 十分な保全(100%以上の余力)が得られる場合 |

[5] 担保

財務内容、保証金額等により、不動産、売掛債権、棚卸資産、有価証券などをお願いすることになります。

信用保証料について

当協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまは、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。

この信用保証料は、日本公庫への信用保険料、代立弁済に伴う損失負担、経費など信用保証制度の運営上必要な経費に充当するものです。

1. 保証料率体系

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| リスク考慮型 | お客さまの個々の経営状況に応じて、9段階に区分され、利用される方ごとに異なります。 また、責任共有制度の対象となる保証は「責任共有保証料率」、対象外となる保証は「責任共有対象外保証料率」が適用されます。 | | | | | | | | | |
| | リスク考慮型基準料率 (単位：年率、%) | | | | | | | | | |
| | 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 責任共有保証料率 (特殊保証) | 1.90 (1.62) | 1.75 (1.49) | 1.55 (1.32) | 1.35 (1.15) | 1.15 (0.98) | 1.00 (0.85) | 0.80 (0.68) | 0.60 (0.51) | 0.45 (0.39) |
| | 責任共有対象外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| 利用者一律型 | 国の政策的な特別な保証は、リスク考慮型と異なり、利用される皆さま一律の保証料率が適用されます。 なお、一部の保証制度にあつては、責任共有制度の対象と対象外によって保証料率が異なります。 | | | | | | | | | |
| | (例) | | | | | | | | | |
| | 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) | 責任共有 | 年0.72% | | | 責任共有対象外 | 年0.85% | | | |
| | 流動資産担保融資保証 | 年0.68% | | | 経営革新関連保証 | 年0.77% | | | | |
| | 災害保証 | 年0.75% | | | 創業関連保証 | 年0.90% | | | | |
| | | | | | 再挑戦支援保証 | 年0.90% | | | | |
| | | | | | 創業等関連保証 | 年0.90% | | | | |

2. 財務内容の評価

当協会は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により、原則として直近2期分の決算書または申告書の財務諸表をもとに中小企業者の財務内容を評価します。

この評価をもとに、リスク考慮型の保証料率区分を決定します。

※中小企業信用リスク情報データベース(CRD:Credit Risk Databaseの略)とは

- ・中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。
- ・CRDでは、財務要因を中心とした情報により中小企業の経営状況を評価しますが、評価に関する一連の仕組みおよび個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されていません。

3. 割引制度

保証料率の割引として、「中小企業会計割引」と「有担保割引」があります。

| | |
|---------------------|--|
| 中小企業会計に関する割引 | 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、基本料率より0.1%引き下げが適用される保証もあります。 |
| 有担保に関する割引 | 担保の提供をいただいた場合に、基本料率より0.1%引き下げが適用される保証もあります。 |



4. 計算方法

信用保証料の計算は返済方法により異なります。

(1) 返済方法が一括返済の場合 ※月単位の場合

計算式

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12\text{カ月}} = \text{信用保証料}$$

例 保証料率・年1.35%の保証付融資500万円を24ヵ月間お借入れして、最終期日に一括返済される場合
 $5,000,000\text{円} \times 1.35\% \times 24\text{カ月} \div 12\text{カ月} = 135,000\text{円}$

(2) 返済方法が均等分割返済の場合(据置期間なし) ※月単位の場合

計算式

$$\text{貸付金額} \times \text{分割返済回数別係数}^{(注)} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12\text{カ月}} = \text{信用保証料}$$

例 保証料率・年1.35%の保証付融資500万円を36ヵ月間お借入れして、元金均等でご返済される場合
 $5,000,000\text{円} \times 0.55 \times 1.35\% \times 36\text{カ月} \div 12\text{カ月} = 111,375\text{円}$

(注) 25回以上の均等分割返済のため分割返済回数別係数は0.55となります。(次頁の表参照)

(3) 返済方法が均等分割返済の場合(据置期間あり) ※月単位の場合

計算式

a 据置部分

b 分割部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12\text{カ月}} \times \left(\text{貸付金額} \times \text{分割返済回数別係数}^{(注)} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12\text{カ月}} \right) = \text{信用保証料}$$

例 保証料率・年1.35%の保証付融資500万円を36ヵ月間お借入れして、6ヵ月間元金返済を据え置いて、残りの期間30ヵ月間を毎月元金均等でご返済される場合

$$5,000,000\text{円} \times 1.35\% \times 6\text{カ月} \div 12\text{カ月} + 5,000,000\text{円} \times 0.55 \times 1.35\% \times 30\text{カ月} \div 12\text{カ月} = 126,562\text{円}$$

(注) 25回以上の均等分割返済のため分割返済回数別係数は0.55となります。(次頁の表参照)

(4) 返済方法が不均等分割返済の場合(据置期間あり) ※月単位の場合

計算式

$$\text{貸付金額} \times \text{分割返済回数別係数}^{(注)} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12\text{カ月}} = \text{信用保証料}$$

例 保証料率・年1.35%の保証付融資500万円を36ヵ月間お借入れして、初回から24回の返済額を毎月10万円、25回から35回の返済額を毎月22万円、最終回の返済額を18万円でご返済される場合

(注) 25回以上の不均等分割返済のため分割返済回数別係数は0.61となります。(次頁の表参照)

$$5,000,000\text{円} \times 0.61 \times 1.35\% \times 36\text{カ月} \div 12\text{カ月} = 123,525\text{円}$$

※根保証や1年以内の保証等の場合は、保証期間の計算式が日割計算となります。

信用保証料について

分割返済回数別係数

| 分割回数別区分 | 均等分割返済 | 不均等分割返済 |
|------------|--------|---------|
| 2回以上6回以下 | 0.70 | 0.77 |
| 7回以上12回以下 | 0.65 | 0.72 |
| 13回以上24回以下 | 0.60 | 0.66 |
| 25回以上 | 0.55 | 0.61 |

(注1)信用保証料の端数処理

計算額の円未満の端数は切捨て処理します。

(注2)均等分割返済

- ①各回の返済金額が同額であって、各回の返済期日が等間隔である返済方法
- ②元利均等返済
- ③等間隔で返済し、初回のみ(最終回のみ)返済金額が異なる返済方法

(注3)不均等分割返済

各回の返済金額が同額でない返済方法、または各回の返済期日が等間隔でない返済方法

5.お支払い方法

信用保証料は、金融機関と当協会との間における約定書に基づき、協会に代わって金融機関がお客様より徴収いたします。信用保証料は原則として全額一括払いです。

ただし、都合により分割払いを希望される場合は、次の要件を満たし、「信用保証料分割納付承認依頼書」を提出いただき、協会が承認した場合に限り、下表の分割徴収区分表の割合に基づき、信用保証料を分割納付することができます。

分割払いの要件

保証期間が2カ年を超える保証

分割徴収区分表 (信用保証料総額に対する年度毎の分割支払割合) (単位: %)

| 保証期間 \ 徴収年度 | 初年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 2年超4年以下 | 75 | 25 | | | | | | | | |
| 4年超6年以下 | 60 | 30 | 10 | | | | | | | |
| 6年超8年以下 | 45 | 35 | 15 | 5 | | | | | | |
| 8年超10年以下 | 35 | 30 | 20 | 10 | 5 | | | | | |
| 10年超12年以下 | 30 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | | | | |
| 12年超14年以下 | 25 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 5 | | | |
| 14年超16年以下 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 10 | 5 | 5 | | |
| 16年超18年以下 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 18年超 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 5 | 5 | 5 | 3 | 2 |

(注) 各年度の円未満の端数は初年度で調整します。

6.信用保証料の返戻

次の(1)または(2)に該当する場合において再計算した結果、当該再計算した信用保証料が既にお支払いの信用保証料未満であるとき返戻いたします。ただし、返戻する金額が千円以下のものについては返戻しません。

(1)保証条件の変更(極度額の減額、保証期間の短縮など)を行ったとき

(2)最終履行期限前に完済されたとき(ただし、期限の利益喪失による代位弁済の場合は除きます。)

信用保証料について

信用保証料率表(平成30年7月現在)

(単位：年率、%)

| 区分 | 制度名 | 責任共有 (注3) ○対象 ×対象外 | 料率区分(注2) | | | | | | | | | 割引 |
|--------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| | | | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 | 第6区分 | 第7区分 | 第8区分 | 第9区分 | |
| 協 会 制 度 | 普通保証 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 普通保証(求償権消滅保証) | × | | | | | | | | | | |
| | 小口零細企業保証制度(予約保証除く) | × | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | ①② |
| | 小口零細企業保証制度(予約保証) | × | — | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | |
| | 当座貸越(貸付専用型)根保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 事業者カードローン当座貸越根保証制度 | ○ | 1.62 | 1.49 | 1.32 | 1.15 | 0.98 | 0.85 | 0.68 | 0.51 | 0.39 | |
| | 手形・電子記録債権割引根保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 長期経営資金保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 風俗営業飲食業保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 中小企業振興融資保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 短期資金保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 中小企業特定社債保証制度 | ○ | | | | | | | | | | ①② |
| | 特定信用状関連保証制度(LC保証) | ○ | | | | | | | | | | ①② |
| | 公害防止資金保証制度 | ○ | | | | | | 0.94 | | | | |
| | エネルギー対策保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 海外投資保証制度 | ○ | | | | | | | | | | ①② |
| | 新事業開拓保証制度 | ○ | | | | | | 0.98 | | | | |
| | 特定新技術事業活動関連保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 流動資産担保融資保証制度 | ○ | | | | | | 0.68 | | | | |
| | 下請振興関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.56 | | | | |
| | 経営安定関連(セーフティネット)保証制度(SN 1～4、6) | × | | | | | | 0.85 | | | | ② |
| | 〃(SN 1～4、6以外) | ○ | | | | | | 0.72 | | | | |
| | 経営資源活用関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.77 | | | | |
| | 〃(新事業開拓保険) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | ①② |
| | 経営革新関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.77 | | | | ② |
| | 〃(新事業開拓保険) | ○ | | | | | | | | | | |
| | 〃(海外投資関係保険) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | ①② |
| | 異分野連携新事業分野開拓関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.77 | | | | ② |
| | 〃(流動資産担保保険) | ○ | | | | | | 0.68 | | | | |
| | 〃(新事業開拓保険) | ○ | | | | | | | | | | ①② |
| | 〃(海外投資関係保険) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | ①② |
| | 事業再生円滑化関連保証制度(プレDIP保証) | ○ | | | | | | 1.76 | | | | |
| | 〃(特別小口保険) | × | | | | | | 1.25 | | | | |
| | 事業再生保証制度(DIP保証) | × | | | | | | 2.20 | | | | ② |
| | 無担保・無保証人保証制度 | × | | | | | | 0.75 | | | | |
| | 災害保証制度 | × | | | | | | 0.75 | | | | |
| | 〃(激甚災保証以外) | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 創業関連保証制度 | × | | | | | | | | | | |
| | 再挑戦支援保証制度(再チャレ保証) | × | | | | | | 0.90 | | | | |
| | 創業等関連保証制度 | × | | | | | | | | | | ② |
| | 地域産業資源活用事業関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.77 | | | | |
| | 〃(流動資産担保保険) | ○ | | | | | | 0.68 | | | | |
| | 〃(新事業開拓保険) | ○ | | | | | | | | | | |
| | 〃(海外投資関係保険) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | ①② |
| | 農工商等連携事業関連保証制度 | ○ | | | | | | 0.77 | | | | ② |
| | 〃(流動資産担保保険) | ○ | | | | | | 0.68 | | | | |
| | 〃(新事業開拓保険) | ○ | | | | | | | | | | |
| | 〃(海外投資関係保険) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | ①② |
| | 農工商等連携支援事業関連保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 一括支払契約保証制度(注4) | ○ | | | | | | 別表2 | | | | ① |
| くまもとグリーン保証制度 | ○ | | 1.70 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.40 | 0.25 | ② |
| 〃(エネルギー対策保証) | ○ | | | | | | 0.98 | | | | | ①② |
| 経営承継関連保証制度 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 中小企業承継事業再生関連保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② | |
| 予約保証制度 | ○ | — | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | | |
| 東日本大震災復興緊急保証制度 | × | | | | | | 0.80 | | | | | |
| 中堅企業特別保証制度 | × | | | | | | 0.75 | | | | ② | |
| 〃(無担保) | × | | | | | | 0.65 | | | | | |
| 経営力強化保証制度(注5) | × | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.50 | | |
| 〃(責任共有) | ○ | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | 0.45 | | |
| 税理士連携特別保証制度(税理士連携) | ○ | 1.80 | 1.65 | 1.45 | 1.25 | 1.05 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35 | ①② | |
| 〃(税理士認定) | ○ | 1.70 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.40 | 0.25 | | |

(単位：年率、%)

| 区分 | 制度名 | 責任共有 (注3) ○対象 ×対象外 | 料率区分(注2) | | | | | | | | | 割引 |
|------------------------|--|-----------------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| | | | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 | 第6区分 | 第7区分 | 第8区分 | 第9区分 | |
| 協会制度 | 事業再生計画実施関連保証制度 | × | 1.00 | | | | | | | | | ② |
| | 事業再生計画実施関連保証制度(責任共有制度) | ○ | 0.80 | | | | | | | | | |
| | 事業再生計画実施関連保証制度(特別小口保険) | × | 0.75 | | | | | | | | | |
| | 返済原資特定手形貸付根保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 借換保証制度(条件変更改善型) | ○ | | | | | | | | | | |
| | 経営力向上関連保証 | ○ | 0.77 | | | | | | | | | ② |
| | 地域経済牽引事業関連保証制度 | ○ | 0.72 | | | | | | | | | |
| | 地域経済牽引支援関連保証制度 | ○ | 1.15 | | | | | | | | | ① |
| | 危機関連保証制度 | × | 0.80 | | | | | | | | | ② |
| | 特定経営承継関連保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ① |
| | 事業承継サポート保証制度 | ○ | 1.15 | | | | | | | | | |
| | 自主廃業支援保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 財務要件型無保証人保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 事業性評価金繰改善保証制度要綱 | ○ | 1.80 | 1.65 | 1.45 | 1.25 | 1.05 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35 | |
| 経常運転当座貸越(貸付専用型)根保証制度要綱 | ○ | 1.62 | 1.49 | 1.32 | 1.15 | 0.98 | 0.85 | 0.68 | 0.51 | 0.39 | | |
| 県制度 | 熊本県小規模事業者おうえん資金融資保証(おうえん枠)(注1)(注8) | × | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.75 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | ①② |
| | 熊本県小規模事業者おうえん資金融資保証※平成28年熊本地震に係るもの | × | 0.00 | | | | | | | | | - |
| | 熊本県金融円滑化特別資金融資保証(SNおよび震災緊急以外) | ○ | 1.30 | 1.25 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 〃(SN1～3、6) | × | 0.75 | | | | | | | | | ② |
| | 〃(SN4)※平成28年熊本地震に係るもの | × | 0.50 | | | | | | | | | |
| | 〃(SN5、7～8) | ○ | 0.62 | | | | | | | | | |
| | 〃(震災緊急) | × | 0.50 | | | | | | | | | |
| | 〃(災害保証)グループ補助金以外 | × | 0.50 | | | | | | | | | - |
| | 〃(災害保証)グループ補助金に係る資金を2年以内で対応するもの | × | 0.00 | | | | | | | | | |
| | 〃(災害保証)グループ補助金に係る資金を2年超で対応するもの | × | 0.50 | | | | | | | | | ② |
| | 〃(災害保証)グループ補助金に係る資金を2年以内と別口で同資金を併用するもの | × | 0.00 | | | | | | | | | - |
| | 熊本県創業者支援資金融資保証(創業関連)(注6) | × | 0.35 | | | | | | | | | ② |
| | 〃(再挑戦支援)(注6) | × | | | | | | | | | | |
| | 熊本県新事業展開支援資金融資保証 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 熊本県経営革新等支援資金融資保証(経営革新)(地域産業資源)(農工商等)(※I) | ○ | 0.77 | | | | | | | | | ② |
| | 〃(経営力向上計画)(※II) | ○ | 0.77 | | | | | | | | | |
| | 〃(地域経済牽引事業)(※III) | ○ | 0.72 | | | | | | | | | |
| | 〃(※I※II※IIIを除く) | ○ | 1.70 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.40 | 0.25 | ①② |
| | 熊本県産業活性化資金融資保証 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 熊本県中小企業短期融資保証 | ○ | | | | | | | | | | |
| チャレンジサポート資金(注5) | × | 1.40 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 0.50 | 0.50 | ①② | |
| チャレンジサポート資金(責任共有)(注5) | ○ | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.45 | 0.45 | ①② | |
| 熊本県事業承継者おうえん資金 | ○ | 0.50 | | | | | | | | | ①② | |
| 市町村制度 | 市町村特別小口資金保証制度 | ○ | 1.25 | 1.20 | 1.15 | 1.10 | 1.05 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | ①② |
| | 熊本市中小企業経営向上小口資金融資保証制度(注1) | × | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | ①② |
| | 中小企業経営安定資金保証制度 | ○ | 1.70 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.40 | 0.25 | ①② |
| | 熊本市中小企業経営安定特例資金融資保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 中小企業開業・転業資金融資保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | 熊本市中小企業短期資金融資保証制度 | ○ | 0.70 | | | | | | | | | ② |
| | 熊本市中小企業創業サポート資金融資保証制度(注7) | × | | | | | | | | | | |
| | 〃(転業多角化) | ○ | 1.70 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.40 | 0.25 | ①② |
| | 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資保証制度 | ○ | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | |
| | 観光旅館運営資金保証制度 | ○ | | | | | | | | | | |
| 菊池市創業融資保証制度(注9) | × | 0.90 | | | | | | | | | ② | |

(注1) 普通保険および無担保保険以外の保険ならびに特例保険を利用する場合は小口零細保証料率表【別表1】を参照。

(注2) 特例保険(事業再生円滑化特例は除く。)にかかる特別小口保険を利用した場合の料率は、無担保・無保証人保証制度の料率を適用。ただし、熊本県金融円滑化特別資金融資保証(震災緊急)は除く。

(注3) 特別小口保険を利用した場合は、責任共有対象外。

(注4) 保証割合に応じて定め一括支払契約保証料率表【別表2】を適用。

(注5) 下記【料率区分の判定】①②のいずれかに該当する事業者については第4区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

(注6) 保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は、年0.25%とする。

(注7) 保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は、年0.60%とする。

(注8) 平成31年3月31日まで保証承諾するものについては、表記の料率から0.10%引下げる。

(注9) 特定創業支援事業または保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は年0.80%とする

【料率区分の判定】 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。なお、区分に対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

【割引料率の適用】 ①担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。
②会計参与設置会社について、0.1%割引を行う。



[別表1]小口零細保証料率表(注1)

(単位：年率、%)

| 保 険 | | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 | 第6区分 | 第7区分 | 第8区分 | 第9区分 | 割引 | |
|---------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|
| 一般関係 | 特例関係 | | | | | | | | | | | |
| 特別小口 | ※1 | 0.75 | | | | | | | | | | ② |
| | 経営安定関連7号・8号 ※2 | 0.63 | | | | | | | | | | — |
| 普通・無担保 | 経営安定関連 | 0.85 | | | | | | | | | | ② |
| | 経営資源活用関連 | | | | | | | | | | | |
| | 経営革新関連 | | | | | | | | | | | |
| | 異分野連携新事業分野開拓関連 | 0.90 | | | | | | | | | | |
| | 地域産業資源活用事業関連 | | | | | | | | | | | |
| | 農商工等連携事業関連 | | | | | | | | | | | |
| | 経営承継関連 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | ① | |
| 公害防止 | | 1.10 | | | | | | | | | | ①② |
| エネルギー対策 | | | | | | | | | | | | |
| 海外投資 | | | | | | | | | | | | |
| 新事業開拓 | ※1 | 1.15 | | | | | | | | | | |
| 普通・無担保 | 特定新技術事業活動関連 | | | | | | | | | | | |

※1 利用できる全ての特例分を適用。

※2 特定非営利活動法人(NPO法人)利用の場合に限る。

[別表2]一括支払契約保証料率表(注4)

(単位：年率、%)

| | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 | 第6区分 | 第7区分 | 第8区分 | 第9区分 | 割引 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 保証割合70% | 1.54 | 1.40 | 1.26 | 1.12 | 0.95 | 0.77 | 0.63 | 0.49 | 0.35 | ① |
| 保証割合65% | 1.43 | 1.30 | 1.17 | 1.04 | 0.88 | 0.72 | 0.59 | 0.46 | 0.33 | |
| 保証割合60% | 1.32 | 1.20 | 1.08 | 0.96 | 0.81 | 0.66 | 0.54 | 0.42 | 0.30 | |
| 保証割合55% | 1.21 | 1.10 | 0.99 | 0.88 | 0.74 | 0.61 | 0.50 | 0.39 | 0.28 | |
| 保証割合50% | 1.10 | 1.00 | 0.90 | 0.80 | 0.68 | 0.55 | 0.45 | 0.35 | 0.25 | |

(注)上記料率は、保証委託額に対して計算される保証料を割引金額に対する率(%)で表示したものの。

保証制度一覧

| 制度名 | 資金目的 | 資金用途 | 保証限度額 | 保証期間 | 信用保証料率 ^(注1) | | 貸付利率 | 連帯保証人 | 担保 | 責任共有 |
|-----|------|------|-------|------|------------------------|--|------|-------|----|------|
| | | | | | 利率体系 | | | | | |

1. 主な協会保証制度

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--------------|---|---|--|-----|--------------|------------------------|-----------------|--|
| 災害保証 | 激甚災害指定地域の罹災中小企業者に対する保証 | 運転資金 設備資金 | 2億8千万円 組合 4億8千万円 | 10年以内 | 年0.75% | 一律 | 所定利率 | | | 対象外 |
| | 災害救助法適用地域の罹災中小企業者に対する保証 | | 500万円 | | 年0.45%~1.90% | 弾力化 | | | | 対象 |
| 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) | 取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者で中小企業信用保険法第2条第5項1号~8号に基づく「特定中小企業者認定要領」の認定基準に合致したものと、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者に対する保証 | 事業資金 | 2億8千万円 組合 4億8千万円 | 10年以内 | 1~4、6号 認定 年0.85% | 一律 | 金融機関 所定利率 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 必要に応じ 徴求 | 1~4、6号 認定 対象外 |
| 当座貸越 (貸付専用型) 根保証 | 一定の極度額および保証期間を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証 | | 2億8千万円 | | 1年又は2年 (更新可) | | | | | 年0.39%~1.62% |
| 事業者カードローン 当座貸越根保証 | 一定の極度額および保証期間を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 | 事業資金 | 2,000万円 | | | | | | | |
| 創業等関連保証 | 創業等(分社化を含む。)を行おうとする個人または中小企業者である会社が事業を行うために必要な資金に対する保証 | 運転資金 設備資金 | 1,500万円 | 10年以内 | 年0.90% | 一律 | | | 不要 | 対象外 |
| 創業関連保証 | 創業を行おうとする個人または中小企業者である会社が事業を行うために必要な資金に対する保証 | | 1,000万円 (特定創業支援を受けた場合 1,500万円) | | | | | | | 対象外 |
| 再挑戦支援保証 | 廃業等の経験等を有し、創業を行おうとする個人または中小企業者である会社が事業を行うために必要な資金に対する保証 | 事業資金 | 2億円 | [根保証] 1年 [個別保証] 1年以内 | 年0.68% | | | 法人代表者 以外不要 | 流動資産のみを 譲渡担保 | 対象 |
| 流動資産担保 融資保証 (ABL保証) | 中小企業者が保有する売掛債権または棚卸資産を担保とした融資に対する保証 | 事業資金 | 2億円 | 10年以内 | 年2.20% | | | 原則として 法人代表者 以外不要 | | 対象外 |
| 事業再生保証 | 民事再生法などに基づき計画の認可を受け、再生計画の途上にあるものに必要な資金に対する保証 | 事業再生資金 | | 3年以内 | 年1.76% | | | | | 対象 |
| 事業再生円滑化 関連保証 | 特定認証紛争手続や認定支援機関等の指導または助言を受け事業再生を図る資金に対する保証 | 事業資金 | 2億8千万円 組合 4億8千万円 | 一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 | 責任共有制度 対象 年0.80% (注1) 責任共有制度 対象外 年1.0% (注1) | | | 原則として 法人代表者 のみ | 必要に応じ 徴求 | 対象外 |
| 事業再生計画実施 関連保証 | 熊本県中小企業経営支援連携会議の個別支援会議のほか、中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り、中小企業者の活力の再生を図る保証 | 事業資金 | | 一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転5年以内 設備7年以内 既往借入を 借り換える 場合10年以内 | 年0.45%~2.00% | 弾力化 | | | | 対象 (対象外の 既往借入金 を同額以内 で借り換える 場合は対象外) |
| 経営力強化保証制度 | 金融支援だけでなく認定経営革新等支援機関による経営改善の取組をサポートする保証 | 事業資金 | 2,000万円 ただし、既存の 協会保証付融資 残高との合計が 2,000万円以内 となる金額が保証 限度額となる | 10年以内 | 年0.50%~2.20% (注3) | | | 原則として 法人代表者 以外不要 | 原則不要 | 対象外 |
| 小口零細企業保証 | 従業員が20人(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業除く))以下の中小企業者に対する保証 | | | | | | | | | |

| 制度名 | 資金目的 | 資金用途 | 保証限度額 | 保証期間 | 信用保証料率 ^(注1) | | 貸付利率 | 連帯保証人 | 担保 | 責任共有 |
|--------------------|---|-----------------------|---|---|--|-----|--|------------------------|---|------|
| | | | | | 利率体系 | | | | | |
| 短期資金保証 | 短期の運転資金について行う保証 | 運転資金 | 800万円 組合 2,000万円 | 6ヶ月以内 | 年0.45% ～1.90% | 弾力化 | 熊本県中小企業短期資金に準拠 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 必要に応じ 徴求 | 対象 |
| 手形・電子記録債権 割引根保証 | 一定の極度額および保証期間を定め、反復継続して発生する手形等の割引について行う保証 | | 7,000万円 | 1年 | 年0.39% ～1.62% | | | | | |
| 中小企業 特定社債保証 | 一定の要件を満たす中小企業者が発行する社債(私募債)について、債務保証を行う保証 | 事業資金 | 4億5千万円 | 2年～7年 (1年単位) | 年0.45% ～1.90% | | 発行体所定 | 共同保証人 以外不要 | 原則として 2億円超の 場合は必要 | |
| 地域産業資源活用 事業関連保証 | 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者に対する保証 | 運転資金 | 8億8千万円 組合 12億8千万円 | [運転] 5年以内 | 年0.77% (注1) (注2) (注4) (注5) | 一律 | 金融機関 所定利率 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 8,000万円 超は、原則 必要。 流動資産 担保保険 利用の場合、 流動資産 のみを譲渡 担保。 | |
| 農商工等連携 事業関連保証 | 主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って、農商工等関連事業を行う中小企業者に対する保証 | | 12億8千万円 組合 18億8千万円 | | | | | | | |
| 農商工等連携支援 事業関連保証 | 主務大臣の認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って、農商工等連携支援事業を行う公益法人に対する保証 | | 2億8千万円 | | 年0.98% | | | | | |
| くまもとグリーン保証 | 環境に配慮した経営を行う中小企業者が環境負荷の低減に取り組むために必要な資金に対する保証 | 運転資金 | 8,000万円 | 10年以内 | 年0.25% ～1.70% | 弾力化 | 年1.90% 以内 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 必要に応じ 徴求 | |
| | | 設備資金 | 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度の適用対象となる新エネルギー設備の導入資金の場合であつて、エネルギー対策保険に係る保証を利用する場合は、上記と別枠で2億円 | 20年以内 | 年0.98% | 一律 | 10年超の場合は当該期間のみ金融機関所定利率 | | | |
| 税理士連携特別保証 | 疑似資本的な資金供給をするとともに、経営状況の把握に努め継続的な経営支援に取り組む保証 | 運転資金(借換資金は資本力強化保証に限る) | 3,000万円 | 1年以内 (ただし初回利用時の終期は確定決算の申告期限から3ヶ月以内。) | 年0.35%～ 1.80% (当該税理士等が認定経営革新等支援機関の場合… 0.1%割引) | | 金融機関 所定利率 | | | |
| 税理士推薦保証 | 顧問税理士等が、月次管理を行っている中小企業者の資金需要に対し、協会と金融機関に推薦を行うことでスピーディーな資金調達が可能となる保証 | 運転資金 設備資金 | 500万円 | 1年超7年以内 | 年0.45%～ 1.90% | 弾力化 | 3年以内 年1.30% 以内 5年以内 年1.45% 以内 7年以内 年1.60% 以内 | 原則として 法人代表者 のみ | 原則として 不要 | |
| くまもと連携支援保証 | 協会と金融機関が協調して新たな資金を供給し、継続した期中支援を行う保証 | 運転資金 設備資金 | 2億8千万円 | 運転資金 1年超15年以内 設備資金 1年超20年以内 | | | 金融機関 所定利率 | | 必要に応じ て徴求 | |

保証制度一覽

| 制度名 | 資金目的 | 資金 使途 | 保証限度額 | 保証期間 | 信用保証料率 ^(注1) | | 貸付利率 | 連帯 保証人 | 担保 | 責任 共有 |
|-----|------|----------|-------|------|------------------------|------|------|-----------|----|----------|
| | | | | | 一律 | 料率体系 | | | | |

2.主な熊本県融資保証制度、市町村融資保証制度

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|----------------------|---|--|--|---|---|---|------------------------|---|-----|
| 熊本県創業者支援 資金融資保証 | 創業を行おうとする個人および中 小企業者である会社が事業を行う ために必要な資金に対する保証 | | 2,000万円 | 1年以上 10年以内 | 0.35% (専門家派遣 を利用する場合 0.25%) | 一律 | 3年以内 年1.30%以内 5年以内 年1.45%以内 7年以内 年1.60%以内 7年超 年1.80%以内 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 不要 | 対象外 | |
| 熊本県事業承継者 おうえん資金 | 事業承継を行う又は事業承継を行っ て5年以内の中小企業者や、経済産 業大臣の認定を受けた中小企業の 代表者個人が、自社株式や事業用資 産等を買取る資金に対する保証 | | 5,000万円 | 1年以上 10年以内 | 年0.50% ただし 信用保証料 料率区分 第9区分 年0.45% | | 7年以内 年1.70%以内 7年超 固定 年1.80%以内 | | | 対象 | |
| チャレンジサポート 資金 | 金融機関が認定経営革新等支援機 関と連携して中小企業者の事業計 画の策定支援や継続的な経営支援 を行い、中小企業者の経営力強化 を図る保証 | 運転 資金 設備 資金 | 8,000万円 | [運転] 1年以上 5年以内 [設備] 1年以上 7年以内 ただし借り換え の場合は 10年以内 | 責任共有制度 対象 年0.45% ～1.35% 責任共有制度 対象外 年0.50% ～1.40% | | 年1.80%以内 5年以内 年1.50%以内 7年以内 年1.70%以内 7年超 年1.80%以内 | 原則として 法人代表者 のみ | 必要に 応じ徴求 | | |
| 熊本県小規模事業者 おうえん資金 融資保証 | 従業員が20人(商業・サービス業 は5人(宿泊業・娯楽業除く))以下 の中小企業者に対する保証 | | 2,000万円 ただし、既存の 協会保証付融 資残高との合 計が2,000万 円以内となる 金額が保証限 度額となる | [運転] 1年以上 5年以内 [設備] 1年以上 7年以内 | 年0.00%～ 1.25% | 弾力化 | 3年以内 年1.30%以内 5年以内 年1.45%以内 7年以内 年1.60%以内 | | 原則 不要 | 対象外 | |
| 熊本県中小企業 短期資金 | 季節的および短期的な資金を必要 とする中小企業者に対する保証 | 運転 資金 | 平均月商の 3倍または 2,000万円の いずれか 低い額 | 1年以内 | 年0.45% ～1.90% | | 年1.80% 以内 | | | | |
| 熊本県金融円滑化 特別資金融資保証 | 経営環境の変化により業況の悪化 を来している中小企業者に対する 保証 | | 5,000万円 | | 年0.45% ～1.30% | | 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.90%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.30%以内 | | | 対象 | |
| | 中小企業再生支援協議会の支援に より経営改善計画が策定終了し、 この計画により再生に取組む中小 企業者に対する保証 | | 組合 1億円 | | | | | | | | |
| | 中小企業信用保険法第2条第5項1 号～8号に基づく「特定中小企業者 認定要領」の認定基準に合致した ものとして、事業所の所在地を管轄 する市町村長の認定を受けた中小 企業者に対する保証 | 運転 資金 | 他の金融円滑 化資金とは別 枠で 5,000万円 組合 5,000万円 | | | 5・7・8号 認定 年0.62% 1～4・6号認 定 対象外 | | 3年以内 年1.50%以内 5年以内 年1.70%以内 7年以内 年1.90%以内 7年超 年2.10%以内 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 5・7・8号 認定対象 1～4・6 号認定 対象外 | |
| | 平成28年熊本地震による被害の影 響を受け、市区町村長の発行する 罹災証明書を有する中小企業者 に対する保証またはグループ補助金 の交付決定を受け、施設等の復旧 を行う中小企業者に対する保証 | 設備 資金 | 他の金融 円滑化資金 とは別枠で 8,000万円 組合 8,000万円 | 1年以上 10年以内 | 年0.50% ただし グループ補助 金に係る資金 を2年以内 で対応する場 合、2年以内 と別口で対 応する場合 年0.00% | 一律 | [平成28年 熊本地震分] 2年以内(一部) 年1.30%以内 3年以内 年1.50%以内 5年以内 年1.65%以内 7年以内 年1.80%以内 7年超 年2.00%以内 | | 必要に 応じ徴求 | | |
| | 東日本大震災により被害を受け、 経営の安定に支障が生じている中 小企業者で、所在地の市区町村長 の認定を受けた中小企業者 に対する保証 | | 他の金融 円滑化資金 とは別枠で 8,000万円 組合 1億円 | | | | | 2年以内 年1.30%以内 3年以内 年1.50%以内 5年以内 年1.65%以内 7年以内 年1.80%以内 7年超 年2.00%以内 | | | 対象外 |
| | 平成28年熊本地震による被害を受 けた罹災中小企業者で、商店街等 災害復旧補助金または中小企業組 合共同施設等災害復旧補助金の交 付決定を受け、補助対象として認 められた施設、設備の復旧を行う 中小企業者 | 運転 設備 | 他の金融 円滑化資金 とは別枠で 8,000万円 | | 10年以内 | 年0.50% | | | | | |



| 制度名 | 資金目的 | 資金 使途 | 保証限度額 | 保証期間 | 信用保証料率 ^(注1) | | 貸付利率 | 連帯 保証人 | 担保 | 責任 共有 |
|--------------------------------|---|----------------------|------------------------------|--|--|---|--|------------------------|-------------|-------------|
| | | | | | 料率体系 | | | | | |
| 熊本県新事業展開 支援資金融資保証 | 異分野への進出、異業種への転換 を行う中小企業者に対する保証 | | | 1年以上 10年以内 | 年0.45% ～1.90% | 弾力化 | 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.30%以内 | | | 対象 |
| 熊本県経営革新等 支援資金融資保証 | 所定の支援事業の採択を受けた、 または、法律に基づいた認定地域産 業資源活用事業計画、認定農工商 等連携事業計画等を行う中小企業 者等に対する保証 | 運転 資金 設備 資金 | 5,000万円 組合 1億円 | 認定地域産業 資源活用事業 計画、認定農商 工等連携事業 計画、認定経営 革新計画を実施するものは [運転] 1年以上 5年以内 [設備] 1年以上 7年以内 | 認定地域産 業資源活用 事業計画、認 定農工商等 連携事業計 画、認定経営 革新計画を 実施するも のは 年0.77% 地域経済牽 引事業計画 を実施する ものは 年0.72% | 認定地域 産業資源 活用事業 計画、認定 農工商等 連携事業 計画、認定 経営革新 計画または 地域経済 牽引事業 計画を 実施するも のは一律 | 年1.90%以内 | | 必要に 応じ徴求 | 対象 |
| | 県建設産業振興プラン「新分野進 出事業」、または、建設業者の合併 等に対する特別措置を受けた一定 期間内の中小企業者に対する保証 | | | 上記以外は 1年以上 10年以内 | 上記以外は 年0.25% ～1.70% | 上記以外 は弾力化 | | | | |
| | 環境対策関連の設備を導入、また は、県の条例に基づく計画を実施 する中小企業者に対する保証 | | | | | | | | | |
| | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生 活の調和)の推進を行う中小企業 者に対する保証 | | | | | | | | | |
| | 熊本県からプライト企業の認定を 受け認定有効期間中にあるもの | | | | | | | | | 対象外 |
| | 熊本県男女共同参画推進事業者表 彰を受賞した中小企業者に対する 保証 | 運転 設備 | | 1年以上 10年以内 | 年0.25% ～1.70% | | | | | 対象外 |
| | 自ら策定したBCP(事業継続計画) に基づき防災に資する施設等の整 備を行う中小企業者に対する保証 | | | | | | | | | 対象外 |
| 熊本県産業活性化 資金融資保証 | 施設・設備の近代化または経営基 盤の強化、事業経営の安定化等を 図る中小企業者を対象とした保証 | | 5,000万円 組合 8,000万円 | [運転] 1年以上 5年以内 | 年0.45% ～1.90% | 弾力化 | 7年以内 年2.25%以内 7年超 年2.50%以内 | | | 対象 |
| | 指定地域において振興計画の趣旨 に沿う事業内容を営む中小企業者 を対象とした保証 | | | [設備] 1年以上 10年以内 | | | 7年以内 年2.20%以内 7年超 年2.45%以内 | | | |
| 熊本市中小企業 経営向上小口 資金融資保証 | 従業員が20人(商業・サービス業 は5人(宿泊業・娯楽業除く))以下 の中小企業者に対する保証 | 運転 資金 設備 資金 | | 5年以内 | 年0.50% ～2.20% (注3) | | 3年以内 年1.70%以内 4年以内 年1.80%以内 5年以内 年1.90%以内 | 原則として 法人代表者 以外不要 | 原則 不要 | 対象外 |
| 熊本市中小企業 創業サポート 資金融資保証 | 原資を預託し、創業を行うまたは転 業・多角化を行う中小企業者を対 象とした保証 | | 新規創業 2,000万円 | 7年以内 | 新規創業 年0.70% 専門家派遣を 利用する場合 年0.60% | 一律 | 3年以内 年1.30%以内 5年以内 年1.45%以内 7年以内 年1.60%以内 | | | 対象 |
| | | | | | | | 転業・多角化 1,000万円 | | | |
| 熊本市中小企業 新エネルギー設備等 資金融資保証 | 新エネルギー、省エネルギー等の設 備導入を行う中小企業者に対する 保証 | 設備 資金 | 1,000万円 | 10年以内 | 年0.45% ～1.90% | | 年1.80%以内 | | | 必要に 応じ徴求 |
| 熊本市中小企業 経営安定特例資金 融資保証 | 災害により被害を受けた場合や大 型店の進出・撤退等の影響を受け た中小企業者を対象とした保証 | | 1,500万円 | 7年以内 | 年0.25% ～1.70% | | 年2.00%以内 | | | 対象 |
| 熊本市中小企業 短期資金融資保証 | 市内で同一事業を6ヶ月以上営む 中小企業者の短期の資金について 行う保証 | 運転 資金 | 500万円 | 1年以内 | | 弾力化 | 年1.95%以内 | | | 対象 |
| 市町村 特別小口資金保証 | 出捐のあった当該市町村内の小規 模(従業員20人以下)事業者を対象 とした保証 | 設備 資金 | 1,000万円 | 30ヵ月 45ヵ月 60ヵ月 | 年0.45% ～1.25% (注3) | | 30ヵ月 年2.00%以内 45ヵ月 年2.10%以内 60ヵ月 年2.20%以内 | | | 原則 不要 |
| 中小企業経営安定 資金保証 | 原資を預託した当該市内の中小企 業者を対象とし、通常の運転資金 または設備資金について行う保証 | | 3,000万円 組合 4,000万円 | 3年以内 5年以内 7年以内 | 年0.25% ～1.70% | | 3年以内 年2.10%以内 5年以内 年2.20%以内 7年以内 年2.30%以内 | | | 必要に 応じ徴求 |

(注1) 特別小口保険を利用した場合は、年0.75% (料率体系:一律) を適用します。

(注2) 新事業開拓保険を利用した場合は、年0.98%を適用します。

(注3) 普通保険および無担保保険以外の保険を利用する場合はP41別表1「小口零細保証料率表」を適用します。

(注4) 流動資産担保保険を利用した場合は、年0.68%を適用します。

(注5) 海外投資関係保険を利用した場合は年0.98%を適用します。

統計資料

平成29年度

件、百万円、%

| | 保証承諾 | | | 保証債務残高 | | | 代位弁済 | | | 保証利用企業者数 | |
|-----|---------|-----------|-------------|-----------|------------|-------------|--------|---------|-------------|-----------|-------|
| | 件数 | 金額 | 前年比 (金額) | 件数 | 金額 | 前年比 (金額) | 件数 | 金額 | 前年比 (金額) | 利用企業者数 | 利用率 |
| 全国 | 632,930 | 8,051,386 | 94.3% | 2,473,377 | 22,215,070 | 93.1% | 35,984 | 351,690 | 88.4% | 1,262,056 | 33.1% |
| 熊本県 | 7,016 | 72,387 | 41.2% | 33,405 | 271,518 | 90.0% | 350 | 1,970 | 125.1% | 19,241 | 36.5% |

主要業務の推移

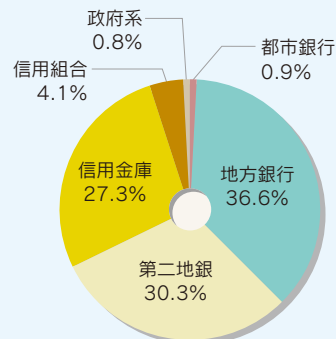


統計資料（保証承諾）

金融機関別

(単位：百万円、%)

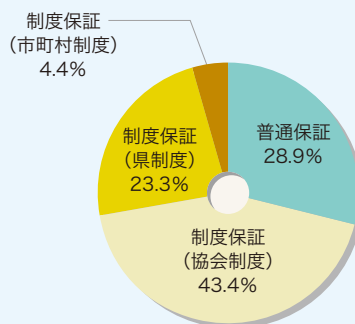
| 金融機関区分 | 平成29年度 | |
|--------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 都市銀行 | 677 | 0.9 |
| 地方銀行 | 26,465 | 36.6 |
| 第二地方銀行 | 21,951 | 30.3 |
| 信用金庫 | 19,778 | 27.3 |
| 信用組合 | 2,933 | 4.1 |
| 政府系 | 582 | 0.8 |
| 計 | 72,387 | 100.0 |



制度別

(単位：百万円、%)

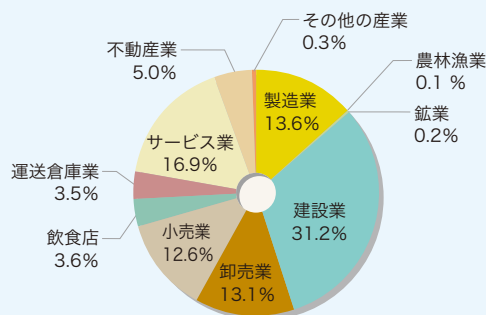
| 制度区分 | 平成29年度 | |
|-------------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 普通保証 | 20,892 | 28.9 |
| 制度保証(協会制度) | 31,393 | 43.4 |
| 制度保証(県制度) | 16,896 | 23.3 |
| 制度保証(市町村制度) | 3,205 | 4.4 |
| 計 | 72,387 | 100.0 |



業種別

(単位：百万円、%)

| 業種区分 | 平成29年度 | |
|--------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 9,817 | 13.6 |
| 農林漁業 | 75 | 0.1 |
| 鉱業 | 134 | 0.2 |
| 建設業 | 22,616 | 31.2 |
| 卸売業 | 9,454 | 13.1 |
| 小売業 | 9,129 | 12.6 |
| 飲食店 | 2,595 | 3.6 |
| 運送倉庫業 | 2,548 | 3.5 |
| サービス業 | 12,198 | 16.9 |
| 不動産業 | 3,606 | 5.0 |
| その他の産業 | 215 | 0.3 |
| 計 | 72,387 | 100.0 |

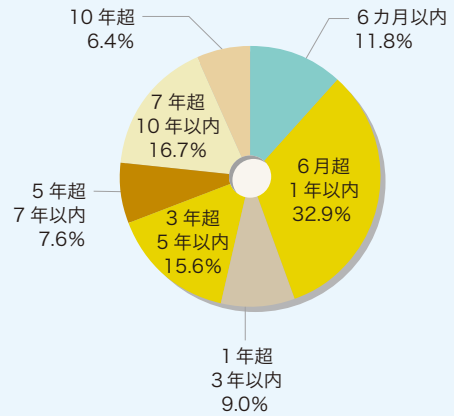




保証期間別

(単位：百万円、%)

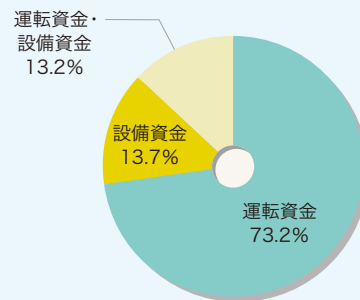
| 期間区分 | 平成29年度 | |
|-----------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 6カ月以内 | 8,567 | 11.8 |
| 6月超 1年以内 | 23,780 | 32.9 |
| 1年超 3年以内 | 6,530 | 9.0 |
| 3年超 5年以内 | 11,302 | 15.6 |
| 5年超 7年以内 | 5,468 | 7.6 |
| 7年超 10年以内 | 12,109 | 16.7 |
| 10年超 | 4,630 | 6.4 |
| 計 | 72,386 | 100.0 |



資金使途別

(単位：百万円、%)

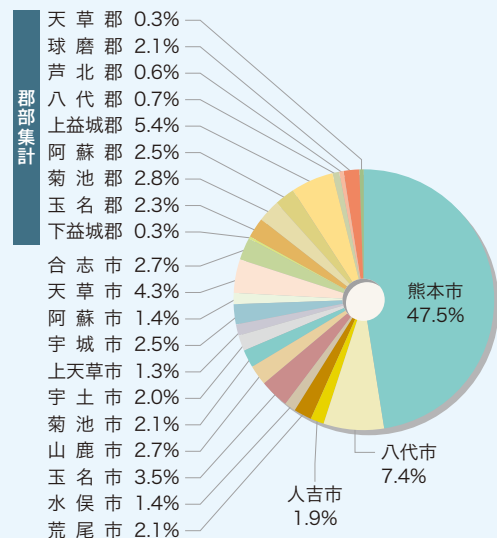
| 資金使途区分 | 平成29年度 | |
|-----------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 運転資金 | 52,960 | 73.2 |
| 設備資金 | 9,898 | 13.7 |
| 運転資金・設備資金 | 9,528 | 13.2 |
| 計 | 72,387 | 100.0 |



市郡別

(単位：百万円、%)

| 市郡区分 | 平成29年度 | |
|------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 熊本市 | 34,415 | 47.5 |
| 八代市 | 5,391 | 7.4 |
| 人吉市 | 1,402 | 1.9 |
| 荒尾市 | 1,492 | 2.1 |
| 水俣市 | 1,044 | 1.4 |
| 玉名市 | 2,503 | 3.5 |
| 山鹿市 | 1,985 | 2.7 |
| 菊池市 | 1,499 | 2.1 |
| 宇土市 | 1,445 | 2.0 |
| 上天草市 | 952 | 1.3 |
| 宇城市 | 1,778 | 2.5 |
| 阿蘇市 | 1,049 | 1.4 |
| 天草市 | 3,083 | 4.3 |
| 合志市 | 1,959 | 2.7 |
| 下益城郡 | 248 | 0.3 |
| 玉名郡 | 1,650 | 2.3 |
| 菊池郡 | 2,039 | 2.8 |
| 阿蘇郡 | 1,823 | 2.5 |
| 上益城郡 | 3,941 | 5.4 |
| 八代郡 | 494 | 0.7 |
| 芦北郡 | 467 | 0.6 |
| 球磨郡 | 1,509 | 2.1 |
| 天草郡 | 221 | 0.3 |
| 計 | 72,387 | 100.0 |

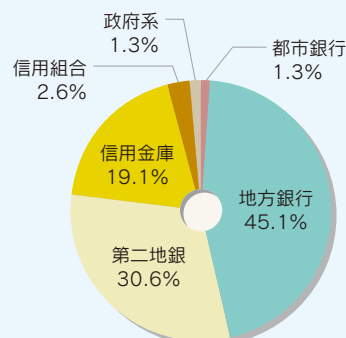


統計資料（保証債務残高）

金融機関別

(単位：百万円、%)

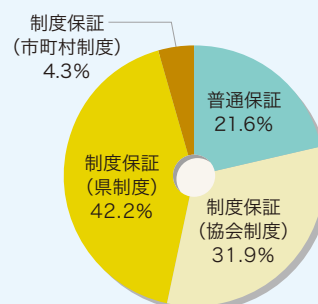
| 金融機関区分 | 平成29年度 | |
|--------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 都市銀行 | 3,592 | 1.3 |
| 地方銀行 | 122,355 | 45.1 |
| 第二地方銀行 | 82,986 | 30.6 |
| 信用金庫 | 51,939 | 19.1 |
| 信用組合 | 7,038 | 2.6 |
| 政府系 | 3,608 | 1.3 |
| 計 | 271,518 | 100.0 |



制度別

(単位：百万円、%)

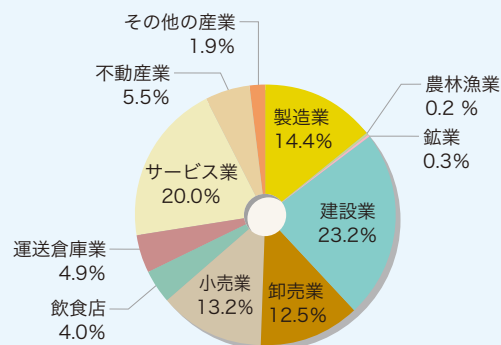
| 制度区分 | 平成29年度 | |
|-------------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 普通保証 | 58,675 | 21.6 |
| 制度保証(協会制度) | 86,494 | 31.9 |
| 制度保証(県制度) | 114,547 | 42.2 |
| 制度保証(市町村制度) | 11,801 | 4.3 |
| 計 | 271,518 | 100.0 |



業種別

(単位：百万円、%)

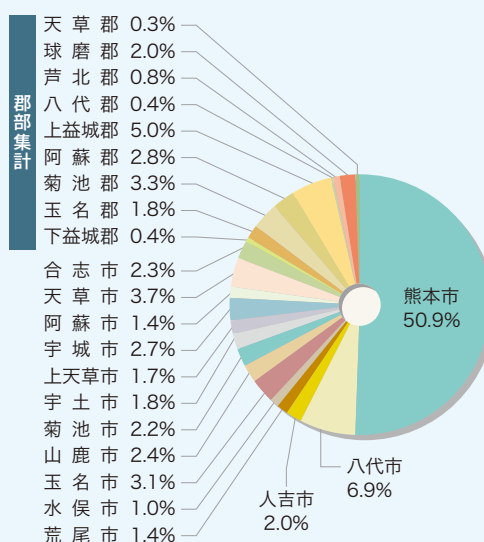
| 業種区分 | 平成29年度 | |
|--------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 39,092 | 14.4 |
| 農林漁業 | 476 | 0.2 |
| 鉱業 | 794 | 0.3 |
| 建設業 | 63,063 | 23.2 |
| 卸売業 | 33,880 | 12.5 |
| 小売業 | 35,769 | 13.2 |
| 飲食店 | 10,992 | 4.0 |
| 運送倉庫業 | 13,221 | 4.9 |
| サービス業 | 54,187 | 20.0 |
| 不動産業 | 14,853 | 5.5 |
| その他の産業 | 5,191 | 1.9 |
| 計 | 271,518 | 100.0 |



市郡別

(単位：百万円、%)

| 市郡区分 | 平成29年度 | |
|------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 熊本市 | 138,090 | 50.9 |
| 八代市 | 18,775 | 6.9 |
| 人吉市 | 5,411 | 2.0 |
| 荒尾市 | 3,857 | 1.4 |
| 水俣市 | 2,773 | 1.0 |
| 玉名市 | 8,349 | 3.1 |
| 山鹿市 | 6,410 | 2.4 |
| 菊池市 | 5,923 | 2.2 |
| 宇土市 | 4,792 | 1.8 |
| 上天草市 | 4,659 | 1.7 |
| 宇城市 | 7,259 | 2.7 |
| 阿蘇市 | 3,729 | 1.4 |
| 天草市 | 10,023 | 3.7 |
| 合志市 | 6,126 | 2.3 |
| 下益城郡 | 1,138 | 0.4 |
| 玉名郡 | 4,858 | 1.8 |
| 菊池郡 | 8,943 | 3.3 |
| 阿蘇郡 | 7,571 | 2.8 |
| 上益城郡 | 13,468 | 5.0 |
| 八代郡 | 972 | 0.4 |
| 芦北郡 | 2,122 | 0.8 |
| 球磨郡 | 5,432 | 2.0 |
| 天草郡 | 837 | 0.3 |
| 計 | 271,518 | 100.0 |

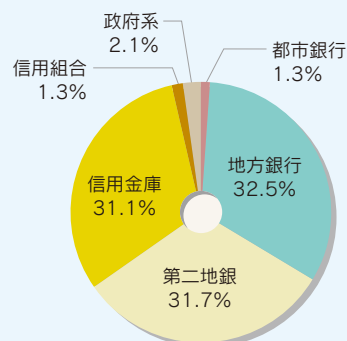


統計資料（代位弁済）

金融機関別

(単位：百万円、%)

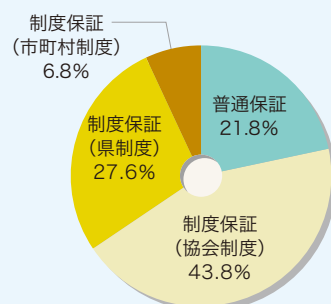
| 金融機関区分 | 平成29年度 | |
|--------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 都市銀行 | 26 | 1.3 |
| 地方銀行 | 640 | 32.5 |
| 第二地方銀行 | 625 | 31.7 |
| 信用金庫 | 613 | 31.1 |
| 信用組合 | 26 | 1.3 |
| 政府系 | 40 | 2.1 |
| 計 | 1,970 | 100.0 |



制度別

(単位：百万円、%)

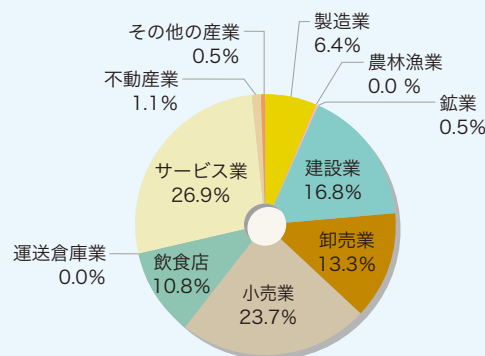
| 制度区分 | 平成29年度 | |
|-------------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 普通保証 | 430 | 21.8 |
| 制度保証(協会制度) | 863 | 43.8 |
| 制度保証(県制度) | 544 | 27.6 |
| 制度保証(市町村制度) | 134 | 6.8 |
| 計 | 1,970 | 100.0 |



業種別

(単位：百万円、%)

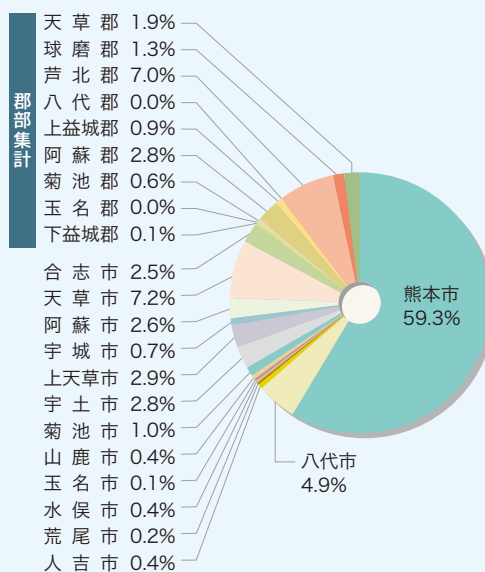
| 業種区分 | 平成29年度 | |
|--------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 126 | 6.4 |
| 農林漁業 | 0 | 0.0 |
| 鉱業 | 9 | 0.5 |
| 建設業 | 331 | 16.8 |
| 卸売業 | 262 | 13.3 |
| 小売業 | 467 | 23.7 |
| 飲食店 | 212 | 10.8 |
| 運送倉庫業 | 1 | 0.0 |
| サービス業 | 530 | 26.9 |
| 不動産業 | 22 | 1.1 |
| その他の産業 | 10 | 0.5 |
| 計 | 1,970 | 100.0 |



市郡別

(単位：百万円、%)

| 市郡区分 | 平成29年度 | |
|------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 |
| 熊本市 | 1,169 | 59.3 |
| 八代市 | 96 | 4.9 |
| 人吉市 | 7 | 0.4 |
| 荒尾市 | 5 | 0.2 |
| 水俣市 | 8 | 0.4 |
| 玉名市 | 3 | 0.1 |
| 山鹿市 | 8 | 0.4 |
| 菊池市 | 20 | 1.0 |
| 宇土市 | 54 | 2.8 |
| 上天草市 | 58 | 2.9 |
| 宇城市 | 15 | 0.7 |
| 阿蘇市 | 51 | 2.6 |
| 天草市 | 141 | 7.2 |
| 合志市 | 48 | 2.5 |
| 下益城郡 | 1 | 0.1 |
| 玉名郡 | 0 | 0.0 |
| 菊池郡 | 11 | 0.6 |
| 阿蘇郡 | 56 | 2.8 |
| 上益城郡 | 18 | 0.9 |
| 八代郡 | 0 | 0.0 |
| 芦北郡 | 137 | 7.0 |
| 球磨郡 | 26 | 1.3 |
| 天草郡 | 38 | 1.9 |
| 計 | 1,970 | 100.0 |



貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：円)

| 借方 | |
|----------|-----------------|
| 科目 | 金額 |
| 現金 | 817,461 |
| 現金 | 817,461 |
| 小切手 | 0 |
| 預け金 | 13,832,433,859 |
| 当座預金 | 0 |
| 普通預金 | 302,262,809 |
| 通知預金 | 0 |
| 定期預金 | 13,524,200,000 |
| 郵便貯金 | 5,971,050 |
| 金銭信託 | 0 |
| 有価証券 | 21,293,505,286 |
| 国債 | 0 |
| 地方債 | 17,789,061,000 |
| 社債 | 3,502,444,286 |
| 株式 | 2,000,000 |
| 受益証券 | 0 |
| その他有価証券 | 5,339,104 |
| 新株予約権 | 0 |
| 再生ファンド出資 | 5,339,104 |
| 動産・不動産 | 1,224,046,317 |
| 事業用不動産 | 1,150,993,420 |
| 事業用動産 | 73,052,897 |
| 所有動産・不動産 | 0 |
| 損失補償金見返 | 0 |
| 保証債務見返 | 271,517,653,862 |
| 求償権 | 540,238,589 |
| 譲受債権 | 0 |
| 雑勘定 | 674,493,243 |
| 仮払金 | 8,656,394 |
| 保証金 | 0 |
| 厚生基金 | 50,687,080 |
| 連合会勘定 | 66,488 |
| 未収利息 | 33,675,861 |
| 未経過保険料 | 581,407,420 |
| 合計 | 309,088,527,721 |

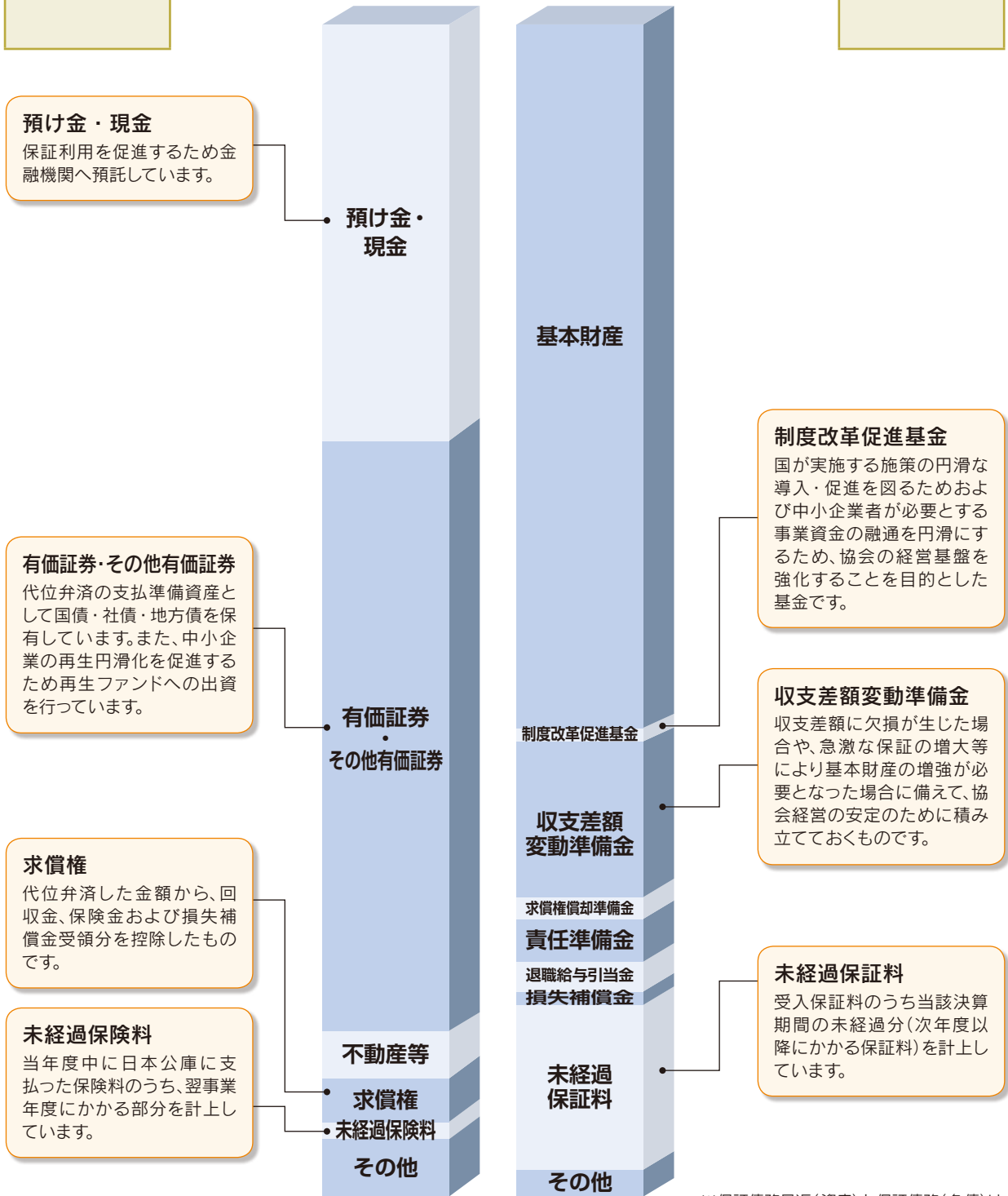
(単位：円)

| 貸方 | |
|---------------|-----------------|
| 科目 | 金額 |
| 基本財産 | 23,332,922,414 |
| 基金 | 7,818,671,225 |
| 基金準備金 | 15,514,251,189 |
| 制度改革促進基金 | 0 |
| 収支差額変動準備金 | 6,889,000,000 |
| 責任準備金 | 1,634,869,424 |
| 求償権償却準備金 | 145,120,319 |
| 退職給与引当金 | 664,026,875 |
| 損失補償金 | 0 |
| 保証債務 | 271,517,653,862 |
| 求償権補てん金 | 0 |
| 保険金 | 0 |
| 損失補償補てん金 | 0 |
| 借入金 | 0 |
| 長期借入金 | 0 |
| (うち日本政策金融公庫分) | 0 |
| 短期借入金 | 0 |
| (うち日本政策金融公庫分) | 0 |
| 収支差額変動準備金造成資金 | 0 |
| 雑勘定 | 4,904,934,827 |
| 仮受金 | 26,427,980 |
| 保険納付金 | 128,537,797 |
| 損失補償納付金 | 46,946,599 |
| 未経過保証料 | 4,689,740,960 |
| 未払保険料 | 733,182 |
| 未払費用 | 12,548,309 |
| 合計 | 309,088,527,721 |

用語解説

借方

貸方



※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。

収支計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

| 支 出 | |
|--------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 |
| 経常支出 | 2,397,113,912 |
| 業務費 | 1,032,794,766 |
| 役職員給与 | 477,067,079 |
| 退職給与引当金繰入 | 52,285,615 |
| その他人件費 | 101,167,182 |
| 旅費 | 3,545,780 |
| 事務費 | 152,832,633 |
| 賃借料 | 30,851,446 |
| 動産・不動産償却 | 51,634,249 |
| 信用調査費 | 7,264,813 |
| 債権管理費 | 67,062,397 |
| 指導普及費 | 42,129,997 |
| 負担金 | 46,953,575 |
| 借入金利息 | 0 |
| 信用保険料 | 1,336,943,648 |
| 責任共有負担金納付金 | 0 |
| 雑支出 | 27,375,498 |
| 経常収支差額 | 841,003,572 |
| 経常外支出 | 3,282,054,197 |
| 求償権償却 | 1,472,199,898 |
| 譲受債権償却 | 0 |
| 有価証券償却 | 0 |
| 雑勘定償却 | 0 |
| 退職金 | 118,867 |
| 責任準備金繰入 | 1,634,869,424 |
| 求償権償却準備金繰入 | 145,120,319 |
| その他支出 | 29,745,689 |
| 経常外収支差額 | 32,762,099 |
| 当期収支差額 | 873,765,671 |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 436,000,000 |
| 基本財産繰入額 | 437,765,671 |

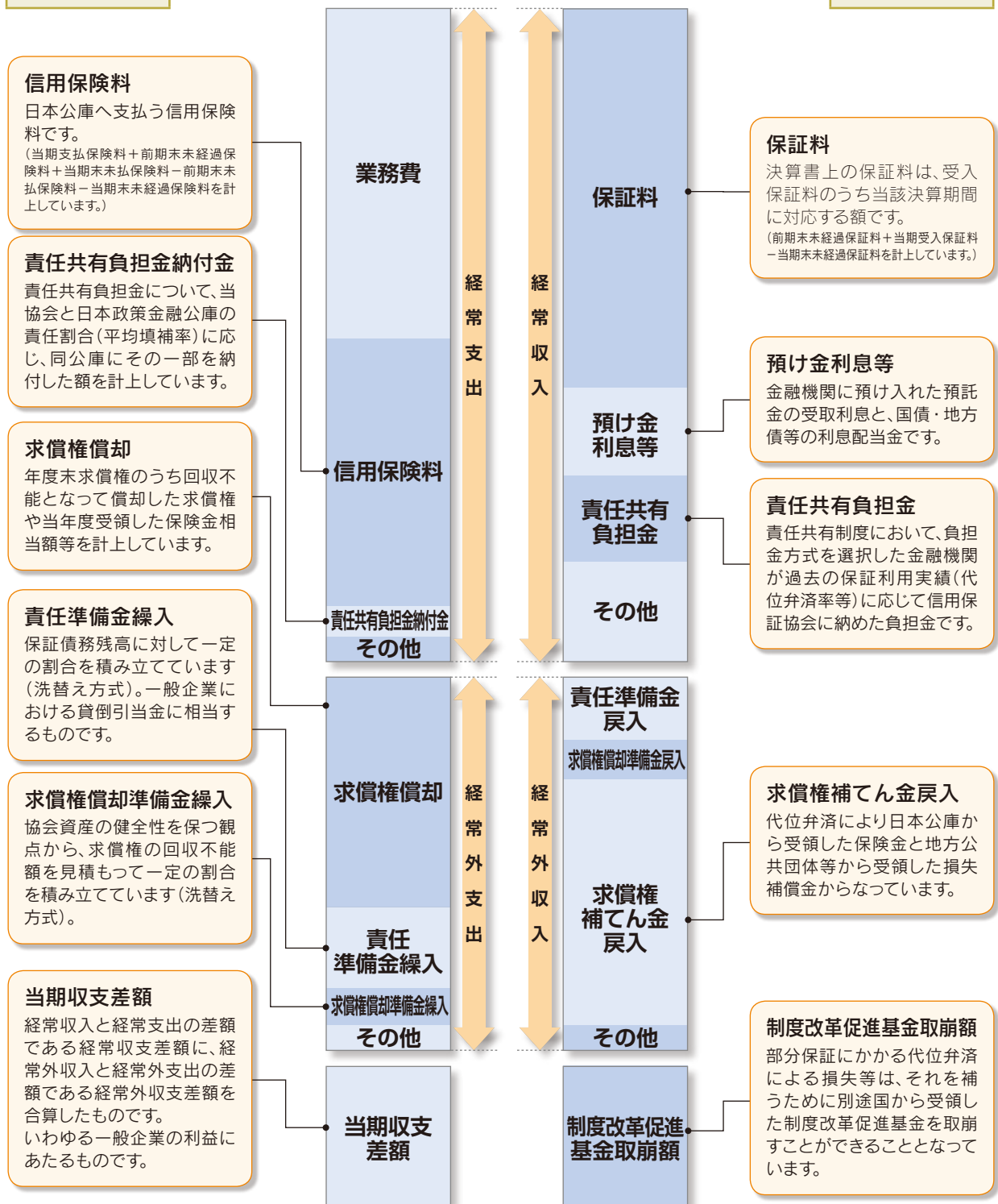
(単位：円)

| 収 入 | |
|--------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 |
| 経常収入 | 3,238,117,484 |
| 保証料 | 1,845,704,594 |
| 預け金利息 | 2,698,117 |
| 有価証券利息配当金 | 196,530,416 |
| 調査料 | 0 |
| 延滞保証料 | 0 |
| 損害金 | 10,548,614 |
| 事務補助金 | 902,693,241 |
| 責任共有負担金 | 262,049,000 |
| 雑収入 | 17,893,502 |
| 経常外収入 | 3,314,816,296 |
| 償却求償権回収金 | 122,681,491 |
| 責任準備金戻入 | 1,812,584,551 |
| 求償権償却準備金戻入 | 82,927,642 |
| 求償権補てん金戻入 | 1,296,516,304 |
| 保険金 | 1,192,630,122 |
| 損失補償補てん金 | 103,886,182 |
| 補助金 | 0 |
| その他収入 | 106,308 |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |

用語解説

支出

収入



熊本県信用保証協会の組織

役員

(平成30年7月10日現在)

理事

(敬称略)

| 役職名 | 氏名 | |
|----------|-------|-------------------|
| 会長 | 真崎 伸一 | 前：熊本県商工観光労働部長 |
| 専務理事 | 田浦 眞光 | 前：熊本県信用保証協会職員 |
| 理事 (常勤) | 金柿 賢児 | 〃 |
| 理事 (非常勤) | 坂田 孝志 | 熊本県議会議長 |
| 理事 (非常勤) | 田川 憲生 | 熊本県商工会議所連合会会長 |
| 理事 (非常勤) | 笠 愛一郎 | 熊本県商工会連合会会長 |
| 理事 (非常勤) | 櫻井 一郎 | 熊本県中小企業団体中央会会長 |
| 理事 (非常勤) | 笠原 慶久 | 肥後銀行取締役頭取 (代表取締役) |
| 理事 (非常勤) | 竹下 英 | 熊本銀行取締役頭取 (代表取締役) |
| 理事 (非常勤) | 豊住 賢一 | 熊本県信用金庫協会会長 |
| 理事 (非常勤) | 島田 万里 | 熊本県信用組合協会会長 |
| 理事 (非常勤) | 矢田 勝啓 | 商工組合中央金庫熊本支店長 |
| 理事 (非常勤) | 磯田 淳 | 熊本県商工観光労働部長 |
| 理事 (非常勤) | 平井 英虎 | 熊本市経済観光局長 |

監事

(敬称略)

| | | |
|----------|-------|---------------|
| 監事 (常勤) | 上田 誠一 | 前：熊本県信用保証協会職員 |
| 監事 (非常勤) | 鶴田 哲三 | 鶴田公認会計士事務所長 |
| 監事 (非常勤) | 坂本 秀道 | 山之内法律事務所 弁護士 |



組織機構図

(平成30年4月1日現在)



熊本県信用保証協会のあゆみ

協会のあゆみ

| | | | |
|----------------------------|----------------------|---------|----------------------------------|
| 1940年代 | 1949 | 昭和24年3月 | 社団法人熊本県信用保証協会設立 |
| 1950年代 | 1950 | 25年3月 | 財団法人熊本県信用保証協会設立 |
| | 1953 | 28年8月 | 信用保証協会法公布・施行 |
| | 1954 | 29年7月 | 信用保証協会法に基づく特殊法人に改組 |
| | | 29年11月 | 八代支所開設 |
| | 1955 | 30年4月 | 中元・年末特別融資保証制度創設 |
| | 1958 | 33年7月 | 中小企業信用保険公庫設立 |
| 33年10月 | | 玉名支所開設 | |
| 33年12月 | | 天草支所開設 | |
| 1960年代 | 1965 | 40年7月 | 災害保証制度創設 |
| | | 40年10月 | 無担保無保証人保証制度創設 |
| | 1968 | 43年5月 | 観光旅館季節運営資金保証制度創設 |
| 1970年代 | 1970 | 45年4月 | 市町村特別小口資金保証制度創設 |
| | | 45年10月 | 信用保証料率等年利建移行 (基本料率年1.54%) |
| | 1971 | 46年4月 | 登録免許税軽減措置適用 |
| | | 46年6月 | 中小企業振興融資保証制度・公害防止資金保証制度創設 |
| | | 46年11月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.46%に引き下げ) |
| | 1972 | 47年4月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.42%に引き下げ) |
| | | 47年10月 | 季節資金保証制度創設 |
| | 1973 | 48年4月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.36%に引き下げ) |
| | | 49年4月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.26%に引き下げ) |
| | 1974 | 49年4月 | 中小企業開業・転業資金融資保証制度創設 |
| | | 49年10月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.23%に引き下げ) |
| | 1975 | 50年4月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.16%に引き下げ) |
| | | 50年7月 | 熊本県特別小口資金保証制度創設 |
| | | 50年9月 | 信用保証料率改定 (基本料率を1.14%に引き下げ) |
| 信用保証料率改定 (基本料率を1%に引き下げ) | | | |
| 1980年代 | 1980 | 55年3月 | 本所事務所移転(熊本県商工会館新築に伴い3階から6階を区分所有) |
| | 1982 | 57年8月 | エネルギー対策保証制度新設 |
| | 1984 | 59年9月 | 天草支所新築、現在地に移転 |
| | 1987 | 62年4月 | 当座貸越(貸付専用型)根保証制度創設 |
| | | 62年6月 | 長期経営資金保証制度創設 |
| 62年7月 | 事業者カードローン当座貸越根保証制度創設 | | |
| 1990年代 | 1992 | 平成4年4月 | 玉名支所新築移転 |
| | 1996 | 8年7月 | 「カジュアルフライデー」スタート |
| | 1998 | 10年2月 | 八代支所新築、現在地に移転 |
| | | 10年4月 | 基本理念、行動指針の制定、シンボルマークの改定 |
| | | 10年9月 | 保証債務残高2,000億円突破 |
| | | 10年10月 | 中小企業金融安定化特別保証制度(略称:金安)創設 |

| | | | |
|--------|--------|--------------------------------|--|
| 1990年代 | 1999 | 平成11年3月 | 保証債務残高3,000億円突破 |
| | | 11年3月 | 創立50周年 |
| | | 11年4月 | 経営相談室を新設 |
| 2000年代 | 2000 | 12年6月 | 中小企業特定社債保証制度創設 |
| | | 13年3月 | 中小企業金融安定化特別保証制度終了 |
| | 2001 | 13年12月 | 売掛債権担保融資保証制度創設 |
| | | 14年12月 | 事業再生保証制度創設 |
| | 2002 | 15年2月 | 資金繰り円滑化借換保証制度創設 |
| | | 15年4月 | 信用保証料率改定(基本料率を1%から無担保1.35%、有担保1.25%へ引き上げ) |
| | | | 信用保証料の割引制度導入 |
| | 2003 | 15年4月 | 信用保証料の割引制度導入 |
| | | 16年8月 | 熊本県、県内金融機関、当協会の三者が提携した中小企業無担保クイック融資システム(略称:くまもとファイト資金)創設 |
| | 2004 | 17年10月 | 税理士会と提携した経営改善融資保証制度創設 |
| | | 18年4月 | 「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)」スタート |
| | 2005 | 18年4月 | 経営支援室・事業再生支援室を設置 |
| | | 18年4月 | リスクを考慮した保証料体系の導入(9区分に細分化) |
| | | 18年4月 | 保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件) |
| | | 18年4月 | 保証人要件の緩和(第三者保証人の非徴求化) |
| | | 18年4月 | 当座貸越・事業者カードローン根保証制度改正 |
| | | 18年5月 | 九州共同化システム運用開始 |
| | 2006 | 19年8月 | 流動資産担保融資保証制度創設 |
| | | 19年8月 | 再挑戦支援保証制度創設 |
| | | 19年8月 | 事業再生円滑化関連保証制度創設 |
| | | 19年8月 | 特定信用状関連保証制度創設 |
| 19年10月 | | 責任共有制度の導入 | |
| 19年10月 | | 信用保証料率改定(責任共有保証料率、責任共有外保証料率) | |
| 19年10月 | | 小口零細企業保証制度創設 | |
| 20年3月 | | 地域産業資源活用事業関連保証制度創設 | |
| 20年8月 | | 農商工等連携事業関連保証制度創設 | |
| 20年9月 | | 一括支払契約保証制度創設 | |
| 2007 | 20年10月 | 原材料価格高騰対応等緊急保証制度創設 | |
| | 20年10月 | 経営承継関連保証制度創設 | |
| | 20年11月 | 予約保証制度創設 | |
| | 21年3月 | 創立60周年 | |
| | 21年4月 | 「第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)」スタート | |
| 2008 | 21年4月 | 農商工等連携支援事業関連保証制度創設 | |
| | 21年4月 | 緊急保証制度改正 | |
| | 21年7月 | 中小企業承継事業再生関連保証制度創設 | |
| | 21年12月 | 条件変更対応保証制度創設 | |
| | 21年12月 | 「九州中小企業支援ファンド」へ出資 | |
| | 21年12月 | 「九州中小企業支援ファンド」へ出資 | |



| | | | |
|--------|------|----------|---|
| 2010年代 | 2010 | 平成22年 2月 | 景気対応緊急保証制度創設 |
| | | 22年 5月 | 本所新築、現在地に移転 |
| | | 22年 6月 | 地元金融機関、中小企業再生支援協議会、当協会と熊本県中小企業再生支援連携会議を発足 |
| | | 22年 7月 | 玉名支所閉鎖、跡地に玉名連絡所を設置 |
| | | 22年 11月 | 玉名連絡所移転 |
| | | 22年 12月 | プライバシーマーク、ISO14001認証取得 |
| | 2011 | 23年 2月 | くまもとグリーン保証制度創設 |
| | | 23年 3月 | 景気対応緊急保証制度終了 |
| | | 23年 4月 | 経営支援室を経営支援課に格上げ |
| | | 23年 5月 | 東日本大震災復興緊急保証制度創設 |
| | 2012 | 24年 3月 | 玉名連絡所閉鎖 |
| | | 24年 4月 | 保証部経営支援課と管理部再生支援課を統合して経営支援部を設置 |
| | | 24年 4月 | 「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)」スタート |
| | | 24年 7月 | ルネッサンスファイブ株式会社との事業再生に関する業務協力協定締結 |
| | | 24年 10月 | 経営力強化保証制度創設 |
| | | 24年 11月 | 資本金強化保証制度創設 |
| | 2013 | 25年 2月 | 熊本県中小企業再生支援連携会議顕彰状授与 |
| | | 25年 5月 | 水俣市と「環境と経済が一体となった持続可能な発展の実現」に関する協定書締結 |
| | | 25年 11月 | 税理士連携特別保証制度創設 |
| | | 25年 12月 | 熊本県中小企業再生支援連携会議の運営内容に創業支援を加え名称を「熊本県中小企業経営支援連携会議」に変更 |
| | 2014 | 26年 2月 | 経営者保証ガイドライン対応保証制度創設 事業再生計画実施関連保証制度創設 |
| | | 26年 4月 | 返済原資特定手形貸付根保証制度創設 |
| | 2015 | 27年 1月 | 新電算システム運用開始 |
| | | 27年 4月 | 「第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)」スタート |
| | | 27年 10月 | 創業保証をサービス拡充 NPO法人が保証対象者に追加 |
| | 2016 | 28年 2月 | くまもと連携支援保証制度創設 |
| | | 28年 4月 | 税理士推薦保証制度創設 |
| | | 28年 4月 | 経営支援部経営支援第2課内に事業再生推進室を設置 |
| | | 28年 4月 | 総務部内に企画課とシステム統計課を設置。これに伴い企画情報課を廃止 |
| | | 28年 4月 | 震災支援短期資金運用開始 |
| | | 28年 6月 | 被災企業訪問プロジェクト開始 |
| | | 28年 7月 | 経営力向上関連保証制度創設 |
| | | 28年 8月 | 「熊本地震事業再生支援ファンド」へ出資 |
| | | 28年 11月 | くまもとシーズクラブ設立 |
| | | 28年 12月 | 熊本県より「ブライ企業」の認定 日本政策金融公庫と創業支援に関する覚書締結 |

| | | | |
|--------|------|----------|--|
| 2010年代 | 2017 | 平成29年 7月 | 熊本県中小企業経営支援連携会議が「事業承継ネットワーク(地域事務局:熊本商工会議所)」と連携開始 |
| | | 29年 9月 | 南阿蘇村と中小企業支援に関する基本協定書締結 |
| | | 29年 10月 | 地域経済牽引事業関連保証制度創設 |
| | | 29年 10月 | 地域経済牽引支援関連保証制度創設 |
| | 2018 | 30年 1月 | 熊本市と創業支援、事業承継支援に関する基本協定書締結 |
| | | 30年 2月 | 南阿蘇村、熊本県信用組合と中小企業支援に関する基本協定書締結 |
| | | 30年 3月 | 菊池市と創業支援に関する基本協定書締結 |
| | | 30年 4月 | 「第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)」スタート |
| | | 30年 4月 | 管理部と経営支援部を統合し、経営支援事務課、経営支援課、再生支援課を設置 |
| | | 30年 4月 | 保証部に創業支援課を設置 |
| | | 30年 4月 | 危機関連保証制度創設 |
| | | 30年 4月 | 特定経営承継関連保証制度創設 |
| | | 30年 4月 | 自主廃業支援保証制度創設 |
| | | 30年 4月 | 事業承継サポート保証制度創設 |
| | | 30年 4月 | 財務要件型無保証人保証制度創設 |
| | | 30年 5月 | 事業性評価資金繰改善保証制度創設 |
| | | 30年 5月 | 経常運転当座貸越(貸付専用型)根保証制度創設 |
| | | 30年 5月 | 緊急時資金繰り支援規程の創設 |

担当区域と事務所所在地

担当地区



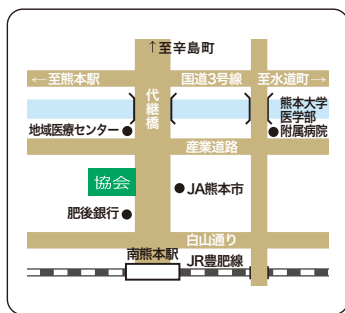
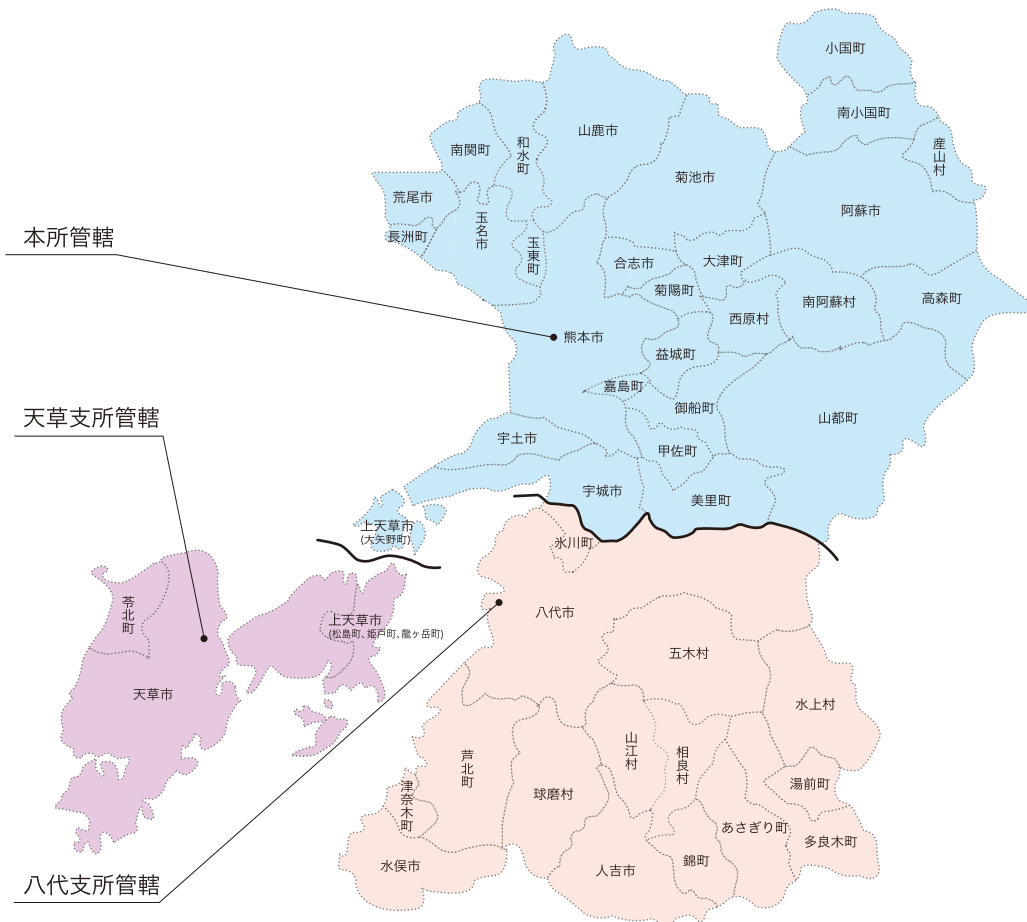
本所管轄



天草支所管轄



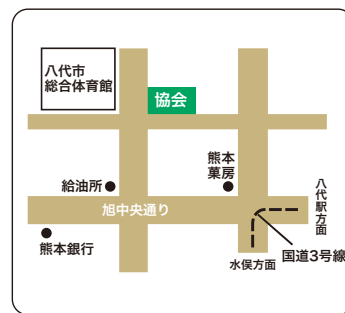
八代支所管轄



本所

〒860-8551
熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

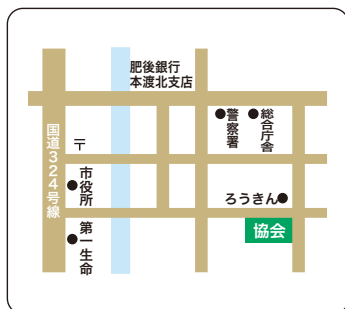
TEL.096-375-2000(代表)
FAX.096-375-2001(総務課)
FAX.096-375-2008(総務課)
FAX.096-375-2002(保証部)
FAX.096-375-2015(経営支援部)
FAX.096-375-2012(経営監査室)



八代支所

〒866-0842
八代市若草町10番地6

TEL.0965-33-2579
FAX.0965-33-8749



天草支所

〒863-0013
天草市今釜新町3561番地

TEL.0969-23-2015
FAX.0969-23-1175



熊本県信用保証協会



〒860-8551
熊本市中央区南熊本4丁目1番1号
TEL.096-375-2000 (代)
<https://www.kumamoto-cgc.or.jp>



再生紙を使用しています。

